

第3期昭島市障害福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

平成24年3月

昭 島 市

はじめに

平成 18 年 4 月から「障害者自立支援法」が施行され、これまで、障害の種別ごとに分かれていた制度が一元化され、障害のある人々が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、福祉サービスの提供体制の整備が、障害のある人々に身近な区市町村に一元的な実施主体として位置づけられ、「障害福祉計画」の策定が地方自治体に義務づけられました。本市においてもこれを受けて、障害のある人々への総合的な計画ともいえる「昭島市障害者プラン」を引き継ぐ計画として、生活支援に重点を置いた「昭島市障がい福祉計画（平成 18～20 年度）」を策定いたしました。また、平成 21 年 3 月には障害施策を計画的、総合的に推進するための障害施策のあり方を定めた「区市町村障害者計画」と一体的な計画として、「昭島市第 2 期障害福祉計画（平成 21～23 年度）」を策定し、計画的な障害者施策の展開を図ってまいりました。

一方で、平成 23 年 6 月には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成 24 年 10 月に施行されることとなっております。また、平成 23 年 7 月には障害者計画の基本となる「障害者基本法」が改正され、地域社会における共生等や差別の禁止などの新たな項目が盛り込まれて来ております。

更に、平成 22 年 12 月には障害者の地域生活を支援するための関係法律の整備法が施行され、これに基づく障害者自立支援法の改正によりまして、平成 23 年 10 月には同行援護や共同生活援助等の利用助成が開始されました。平成 24 年 4 月には地域相談支援や計画相談支援の創設により、相談支援の充実が図られ本格施行されるとともに、利用者負担につきましては応能負担を原則とすることが明確化されております。

こうした動向を踏まえた中で、この度、第 2 期計画の期間が終了することから、第 2 期計画の進捗状況などの分析や課題の整理を行い、国や都の基本的な考え方を踏まえ、新たに目標値とサービス見込量等を定め、次期計画となります「第 3 期昭島市障害福祉計画（平成 24 年度～26 年度）」を策定いたしました。

第 3 期計画におきましても、第 2 期計画の理念を継承し、障害のある人もない人も、すべての人がともに支え合い、すみなれた地域で安心して自立した生活がおくれるまち、「ともにつくる 未来につなぐ 元気都市 あきしま」を目指し、さまざまな施策を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力をいただいた「昭島市障害者自立支援推進協議会」の委員や「地域支援会議」の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げますとともに、今後の計画推進に向けて、市民の皆様のおお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成 24 年 3 月

昭島市長
北川 穰一

目次

第1章 障害福祉計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の主旨	1
第2節 計画の性格・位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第2章 障害のある人を取り巻く状況	4
第1節 障害のある人の状況	4
第2節 通園・通学の状況	9
第3節 生活の場	12
第4節 就労の状況	13
第5節 サービスの利用状況	15
第6節 地域生活と就労に関する目標	18
第3章 計画の基本的な考え方	19
第1節 基本理念	19
第2節 基本的視点	20
第3節 施策の体系	21
第4章 自立支援サービスの充実	22
第1節 居宅生活支援サービス	22
第2節 日中活動支援サービス	24
第3節 夜間居住支援サービス	26
第4節 相談支援サービス	27
第5節 地域生活支援事業等	28

第5章 保健医療の充実	30
第1節 障害の予防と早期発見	30
第2節 医療体制の充実	32
第6章 社会的自立への支援	34
第1節 バリアフリー社会の実現	34
第2節 社会参加の推進	38
第3節 安全・安心の確保	41
第7章 自立に向けた基盤の整備	43
第1節 保育・教育の充実	43
第2節 就労・雇用の支援	46
第3節 地域での自立支援	48
第8章 サービス見込量	51
1 自立支援給付事業量見込	51
2 地域生活支援事業量見込	52
3 平成26年度までに達成を目指す目標	53
第9章 施策の推進体制の整備	56
1 推進体制の整備	57
2 計画の評価	58

※本文中の右肩に*マーク付の用語は、68ページからの用語説明を参照ください。

資料編	59
1 昭島市障害者自立支援条例	59
2 昭島市障害者自立支援推進協議会規則	63
3 昭島市障害者自立支援推進協議会委員名簿	64
4 昭島市地域支援会議要綱	65
5 昭島市地域支援会議名簿	66
6 昭島市障害福祉計画策定過程	67
7 用語説明	68

※第4章から第9章は、基本的視点の実現のため、施策の体系を項目ごとに課名及び内容について明示するものですが、施策の推進には障害福祉の担当課だけでなく、全庁的な連携・協力が必要なことから、事業ごとに連携する課を「関連他課」として記載しています。関連他課の表記がしていないところは、障害福祉課が所掌します。

第1章 障害福祉計画の策定にあたって

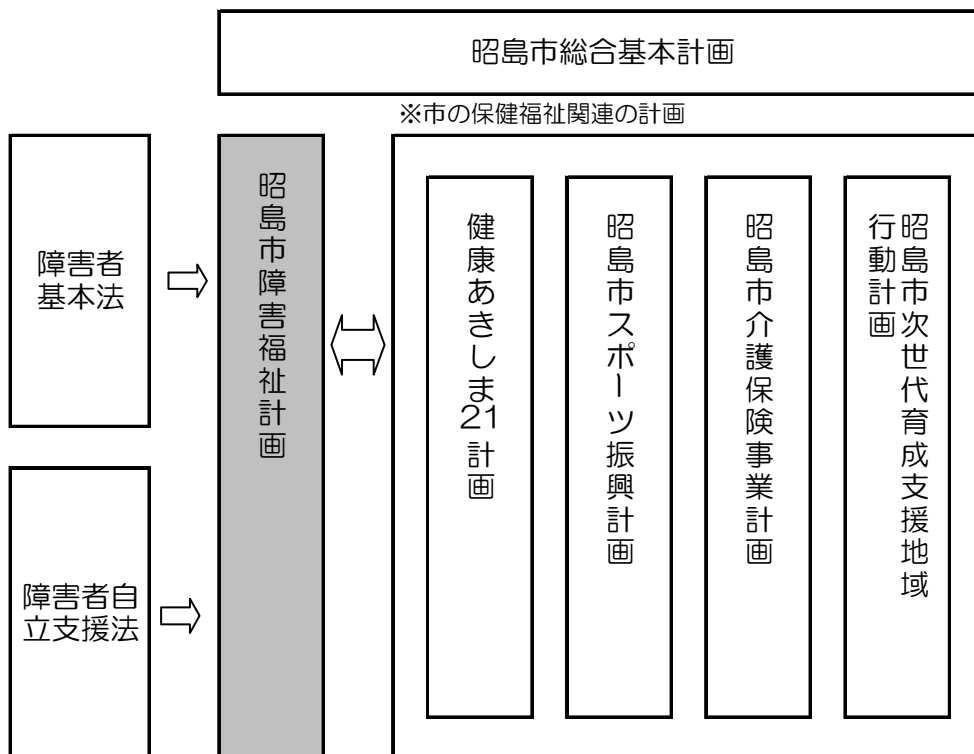
第1節 計画策定の主旨

- わが国では、障害のある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション*」の実現に向け、障害のある人の生活支援や自立と社会参加を促す施策が講じられてきました。
- 平成15年度からの支援費制度の導入、平成18年4月からの障害者自立支援法の施行により、福祉サービスの提供体制が整備されてきましたが、今後、障害者自立支援法に代わる新たな法体系の施行や、障害を理由とする差別の禁止に関する法律の法案提出などが予定されています。
- 平成22年12月には、障害者自立支援法や児童福祉法等を一括して改正する法律が成立し、利用者負担の見直しや障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化などが示されました。
- 平成23年6月には、障害のある人に対する虐待を防ぐため、虐待を発見した人に自治体への通報を義務づけることなどを盛り込んだ障害者虐待防止法が成立し、平成24年10月からの施行となります。
- 平成23年8月には、障害者基本法の一部を改正する法律が施行されました。
- 市ではこれまで、障害のある人への総合計画ともいえる「昭島市障害者プラン」を引き継ぐ計画として、生活支援に重点を置いた「昭島市障がい福祉計画（平成18～20年度）」、「第2期昭島市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」を策定し、計画的な障害者施策の展開を図ってきました。
- 今回の「第3期昭島市障害福祉計画」は、これまでの実績を踏まえ、実態に即した見直しを図るとともに、障害のあるなしにかかわらず一人ひとりの尊厳が守られ、住み慣れた地域で自分らしく生きることのできる社会づくりを目指して策定したものです。

第2節 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」及び障害者自立支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」を一体的に策定したもので、障害者に関する施策を分野別に明らかにするとともに、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を図るものです。
- 本計画は「昭島市総合基本計画」を上位計画とし、他の保健福祉関連の計画等と調和が保たれたものとします。

【計画の性格・位置づけ】



第3節 計画の期間

- 本計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。
- 新たな法体系の施行その他将来における社会経済の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

【障害福祉計画の対象期間】

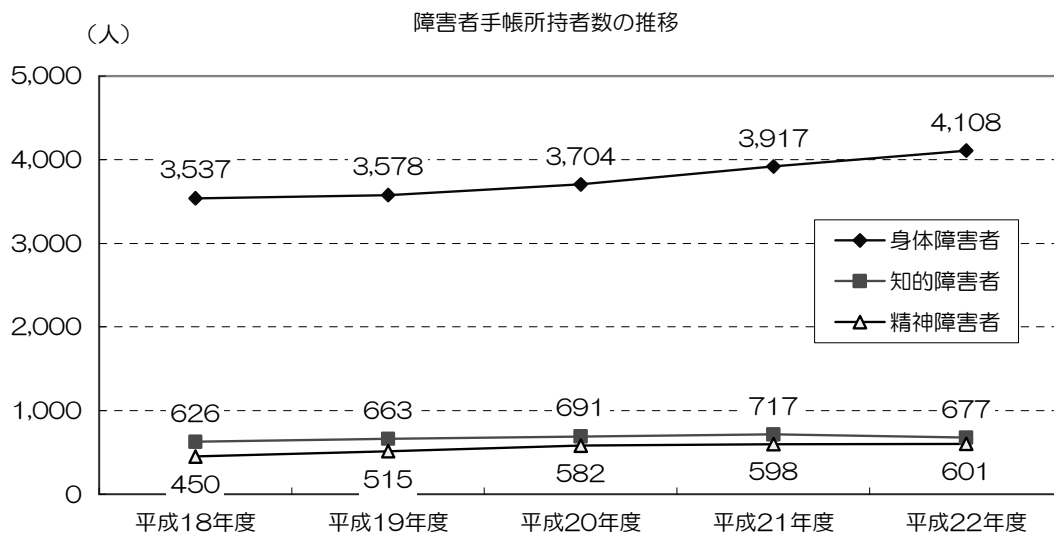
平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
第1期障害福祉計画								
			第2期障害福祉計画					
						第3期障害福祉計画		

第2章 障害のある人を取り巻く状況

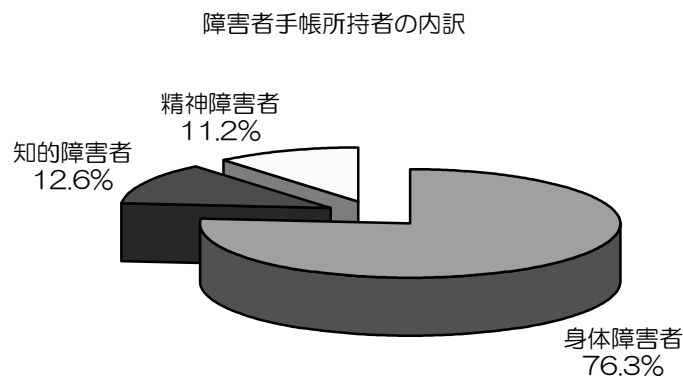
第1節 障害のある人の状況

1 障害者手帳*所持者

- 市の障害者手帳所持者数は、平成22年3月現在で身体障害者が4,108人で全体の7割以上を占め、知的障害者が677人、精神障害者が601人となっています。
- 平成18年度から平成22年度にかけて、身体障害者は1.16倍、知的障害者は1.08倍、精神障害者は1.34倍の伸びとなっています。



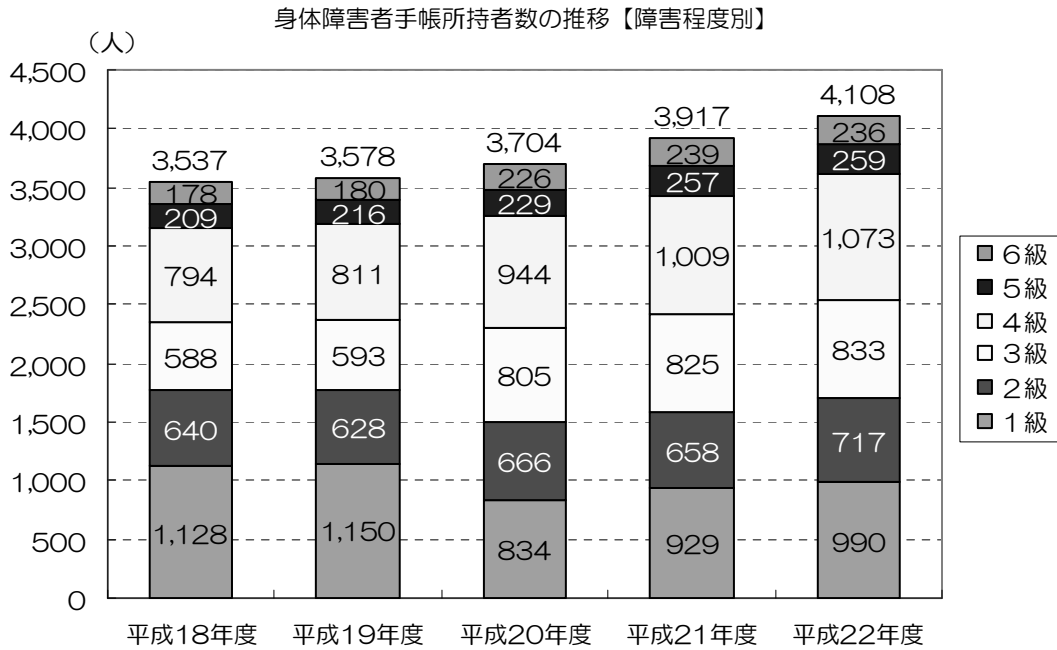
資料：障害福祉課（各年3月31日現在）



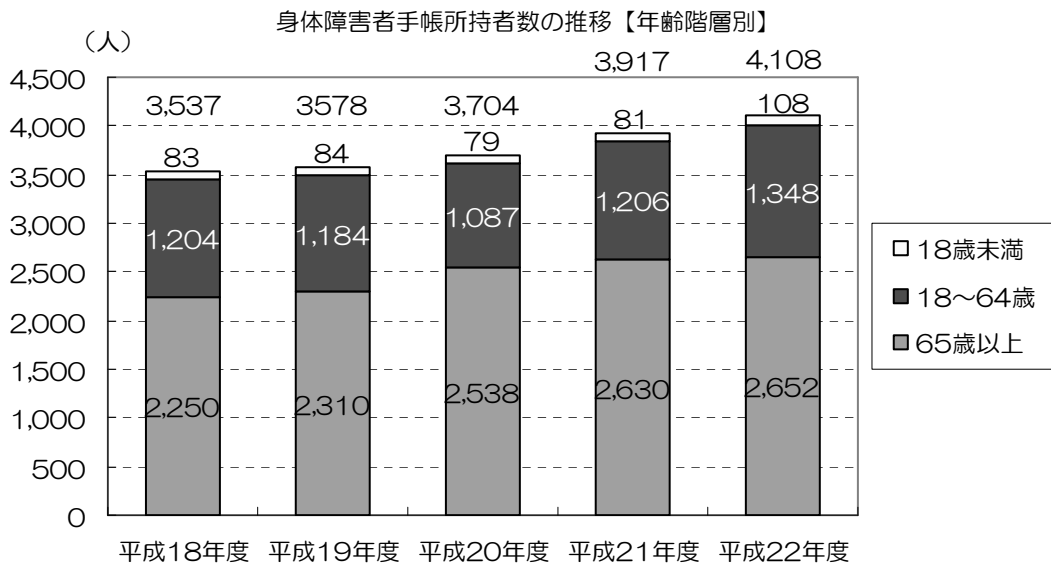
資料：障害福祉課（平成22年3月31日現在）

2 身体障害者

➤身体障害者手帳*所持者の障害程度別では、平成18年度は1級の人が最も多く、約3割を占めていましたが、平成20年度以降は4級の人が最も多くなっています。年齢階層別では65歳以上の人約65%を占めています。



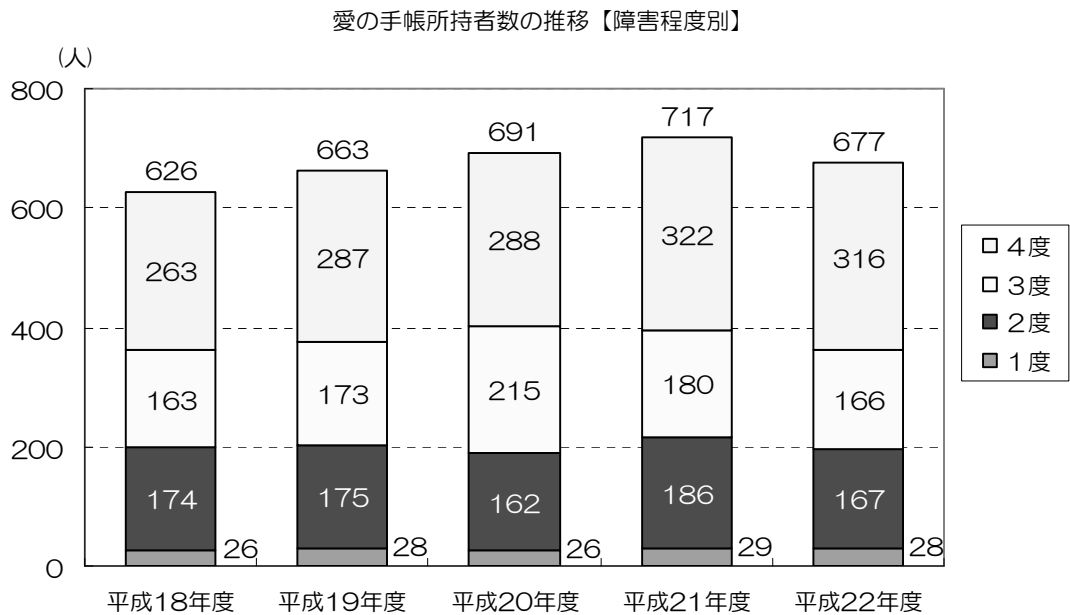
資料：障害福祉課（各年3月31日現在）



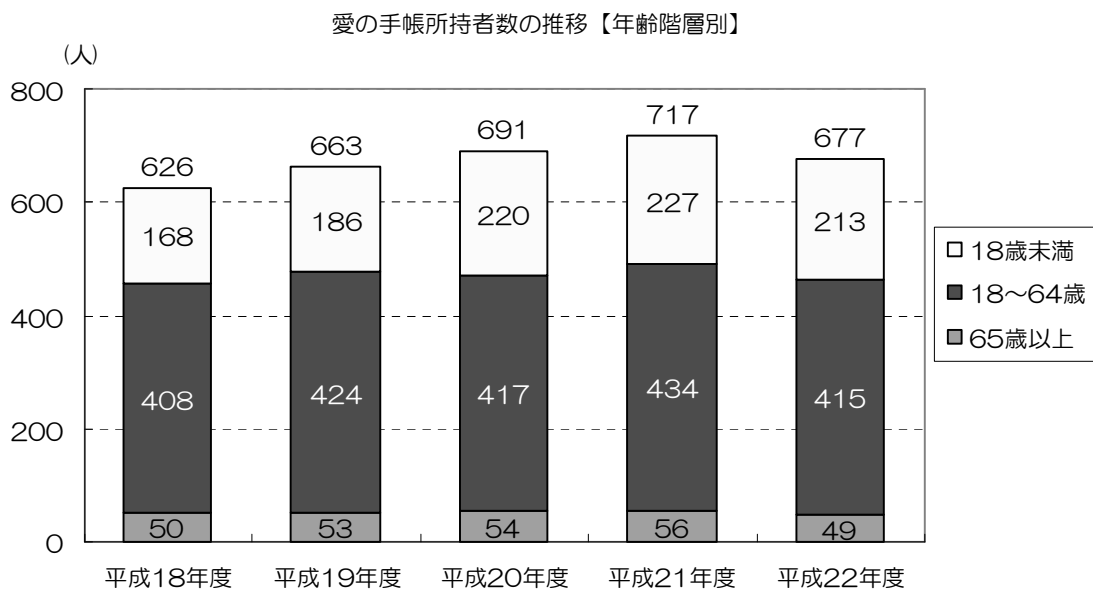
資料：障害福祉課（各年3月31日現在）

3 知的障害者

➤愛の手帳*所持者の障害程度別では4度の人が半数近くで最も多く、年齢階層別では18～64歳の人が過半数を占めています。



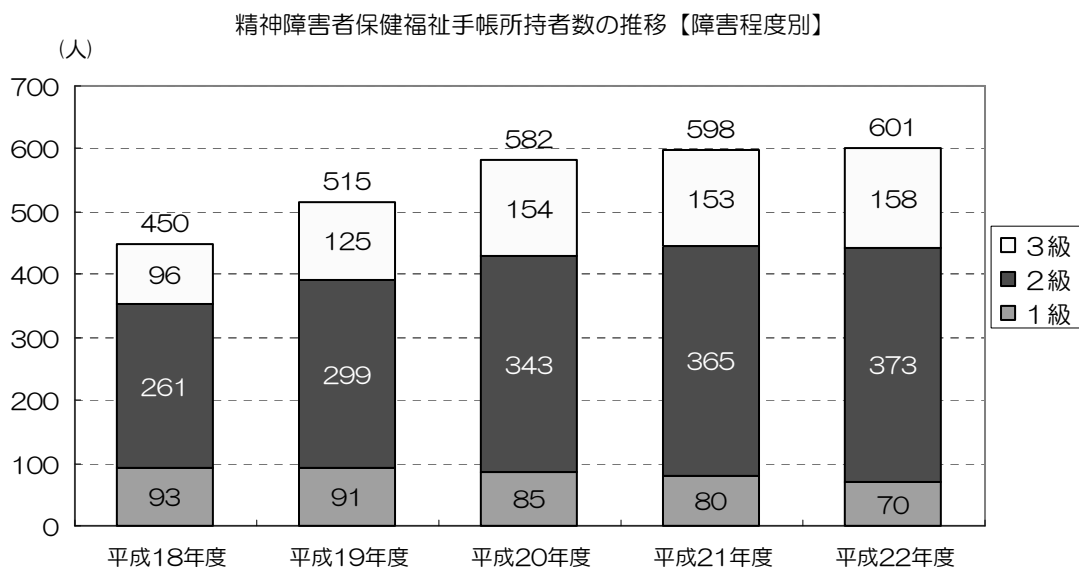
資料：障害福祉課（各年3月31日現在）



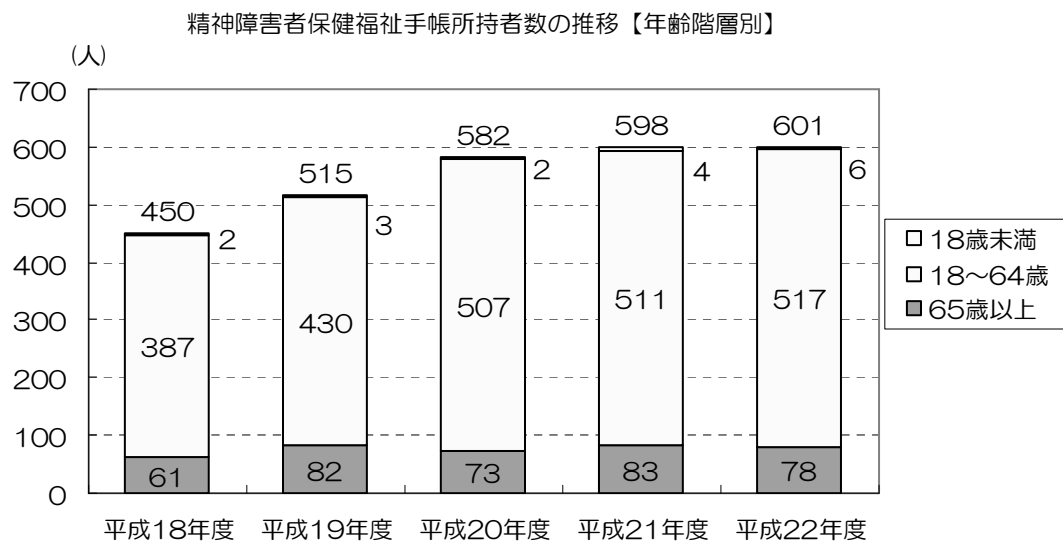
資料：障害福祉課（各年3月31日現在）

4 精神障害者

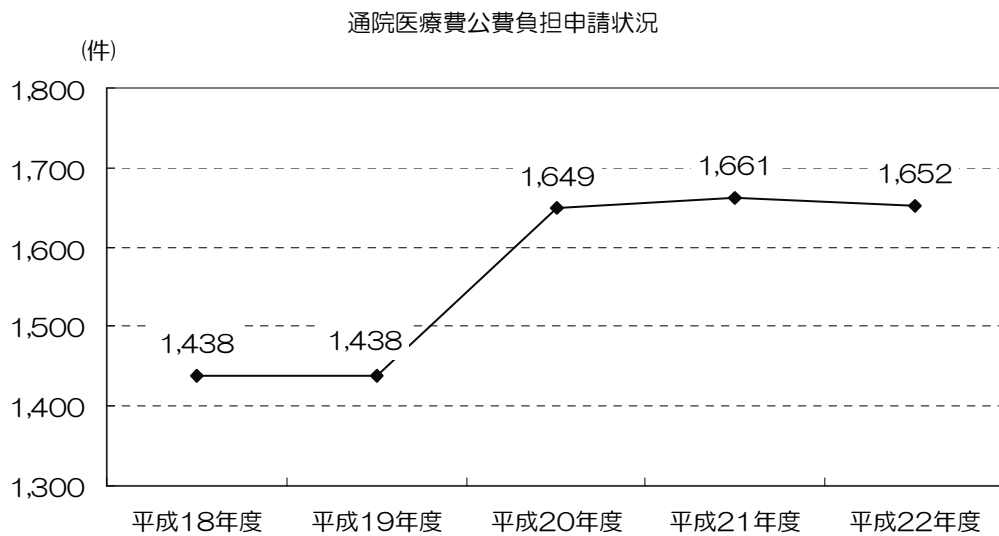
- 精神障害者保健福祉手帳*所持者の障害程度別では2級の人が6割を超えて最も多く、年齢階層別では9割近くが18～64歳となっています。
- 通院医療費公費負担申請状況は、平成20年度以降は1,600件台で推移しています。



資料：障害福祉課（各年3月31日現在）



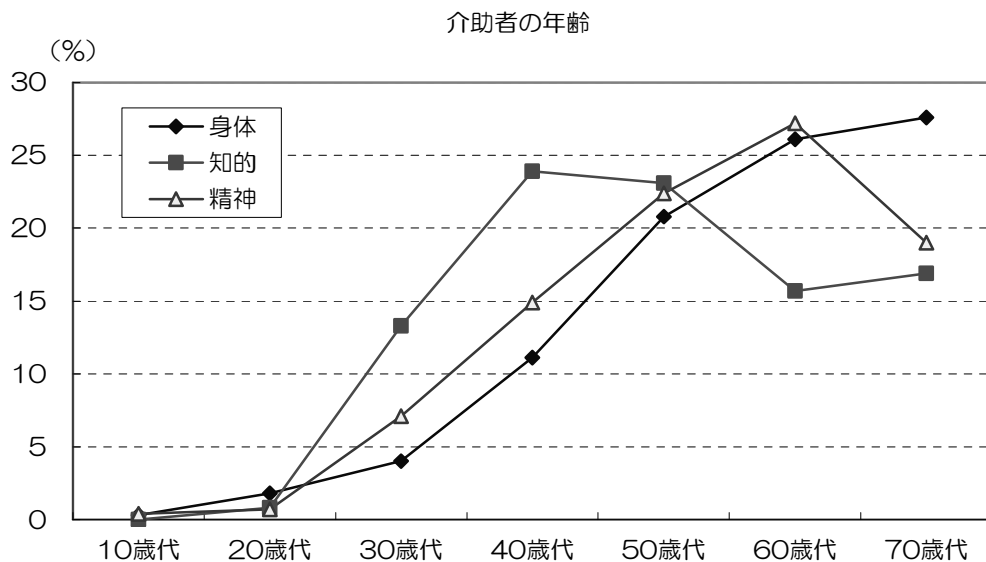
資料：障害福祉課（各年3月31日現在）



資料：障害福祉課（各年3月31日現在）

5 介助者の年齢

➤介助者の年齢は、知的障害者では40～50歳代、精神障害者は50～60歳代、身体障害者は60歳以上の割合が高くなっています。



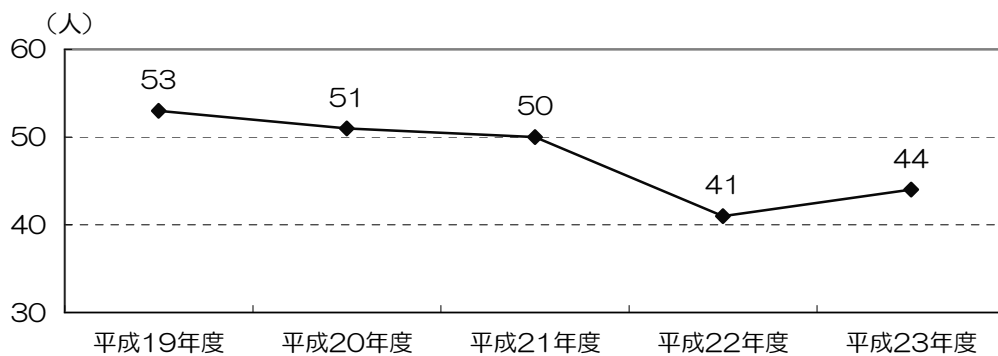
資料：「障害福祉に関するアンケート調査」（平成18年度）

第2節 通園・通学の状況

1 保育園

➤平成23年度現在で障害児を受け入れている保育園は公立が3園、私立が14園で、園児数は44人となっています。

保育園における障害児数の推移

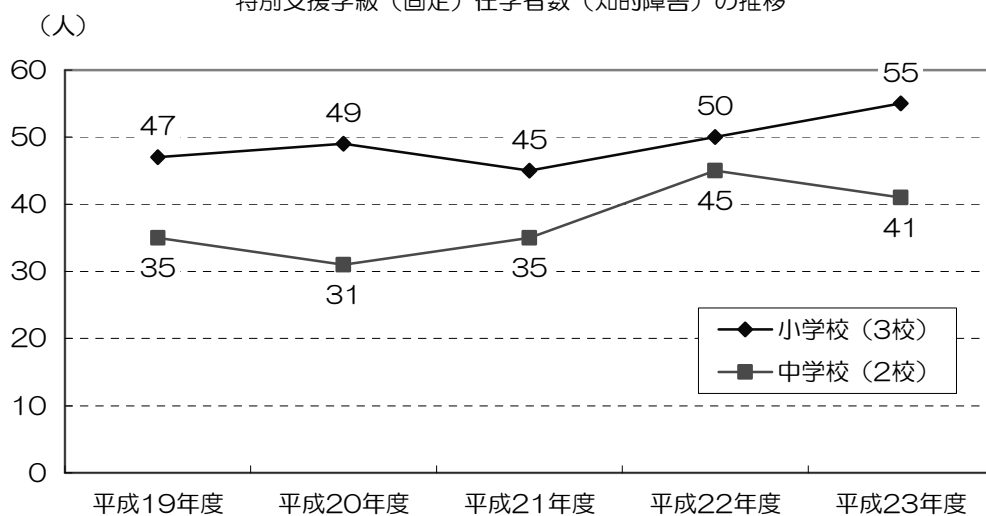


資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

2 特別支援学級*（固定）

➤平成23年度現在の特別支援学級数は小学校が8クラス、中学校が6クラスで、在学者数は小学校が55人、中学校が41人となっています。

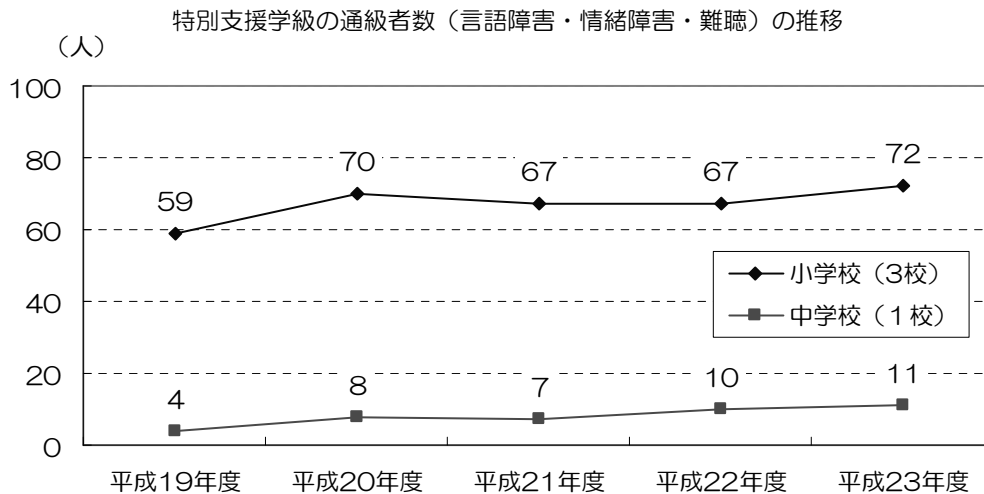
特別支援学級（固定）在学者数（知的障害）の推移



資料：学務課（各年5月1日現在）

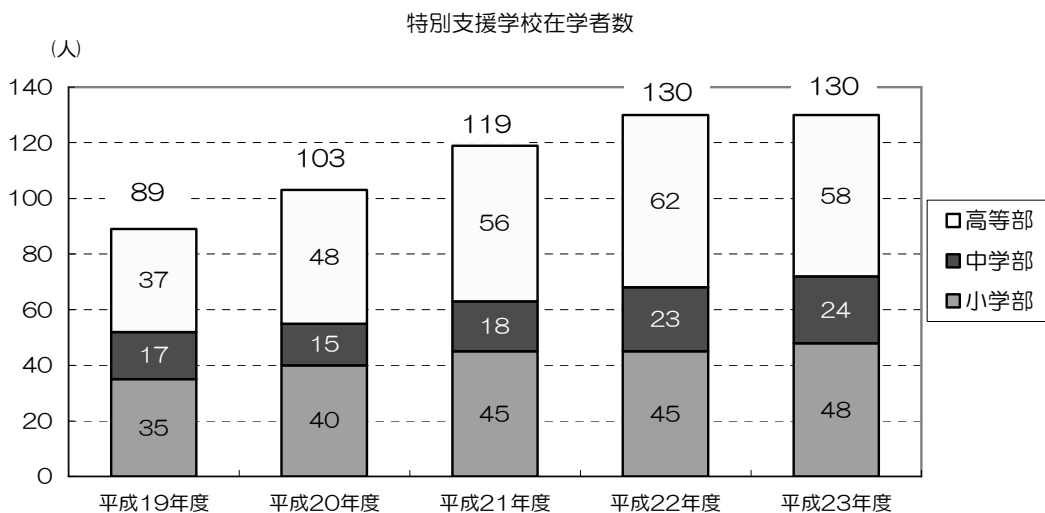
3 特別支援学級（通級）

➤特別支援学級に通級する言語障害、情緒障害、難聴などの児童生徒の数は、平成23年度現在、小学校が72人、中学校が11人となっています。



4 特別支援学校*

➤平成23年度現在の特別支援学校在学者数は、小学部48人、中学部24人、高等部58人の合計130人となり、増加の傾向にあります。

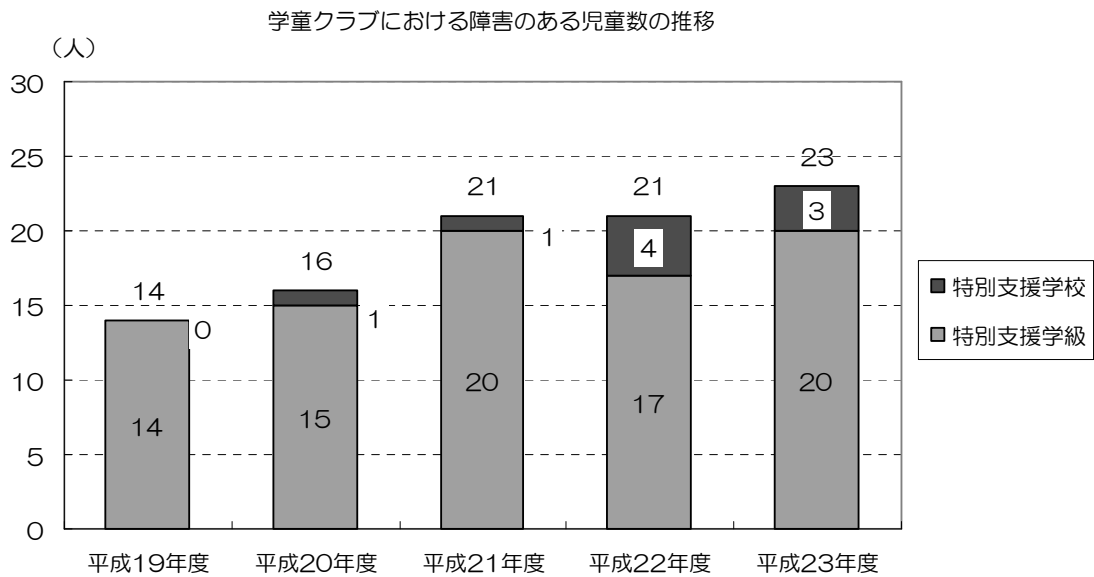


対象：あきる野学園・羽村特別支援学校・村山特別支援学校・立川ろう学校・八王子盲学校
 ・青峰学園・永福学園・南大沢学園

資料：障害福祉課（各年5月1日現在）

5 放課後児童健全育成事業

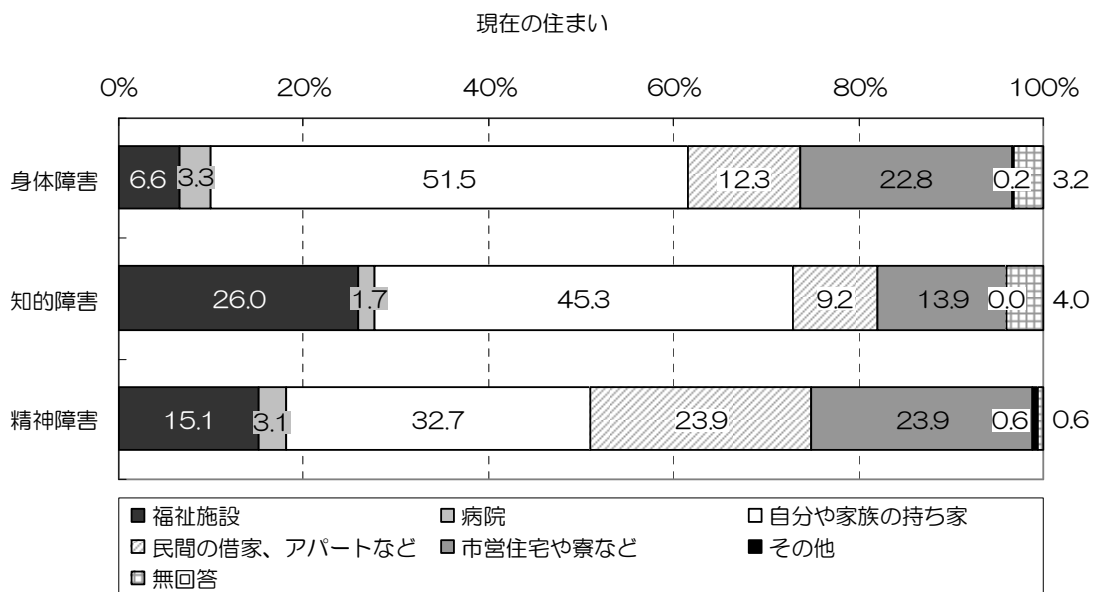
➤ 特別支援学級及び特別支援学校から学童クラブに通所する児童生徒の状況は、平成23年度現在、小学校1年生が6人、2年生が8人、3年生が5人、4年生が4人の合計23人となっています。



資料：子ども育成課（各年5月1日現在）

第3節 生活の場

➤平成18年度に実施したアンケート調査によると、現在の住まいは、身体障害のある人では半数以上が自分や家族の持ち家で、知的障害のある人では福祉施設の割合が4人に1人、精神障害のある人では民間の借家やアパートの割合が比較的高くなっています。

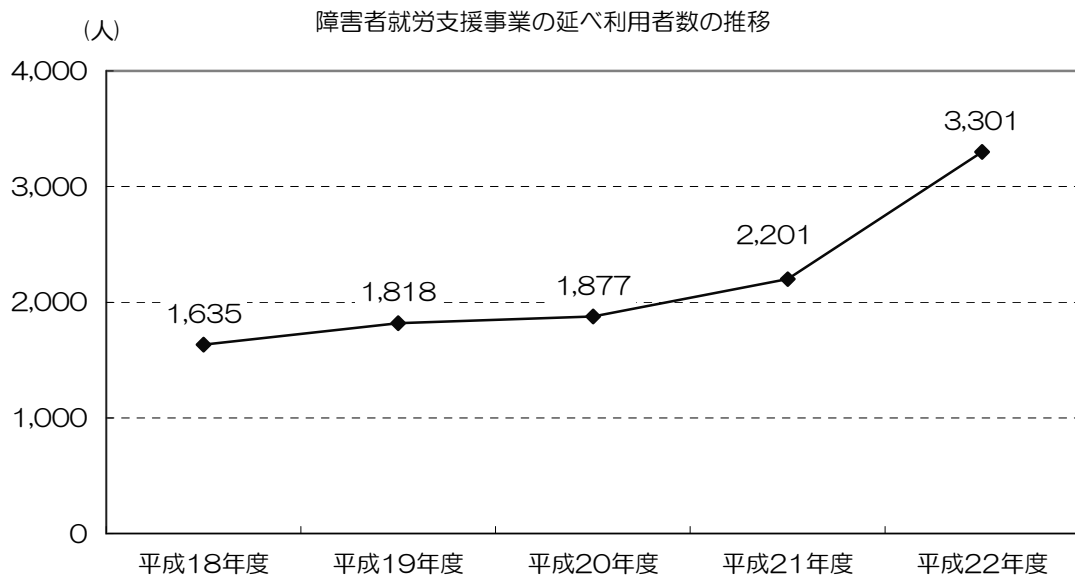


資料：「障害福祉に関するアンケート調査」（平成18年度）

第4節 就労の状況

1 就労支援

- 市では、障害のある人の一般就労の機会を広げ、障害のある人が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援事業を実施しています。
- 障害者就労支援事業で実施している相談等の延べ利用者数は、平成22年度現在3,301人で、平成21年度以降急増しています。



資料：障害福祉課

2 就労状況

➤平成19年度から平成23年度にかけて市の障害者雇用は実雇用率で1%の増加となっています。

障害者雇用の推移（民間企業）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
対象企業数	45	58	56	57	52
算定基礎労働者数	12,220	15,066	14,649	16,120	15,128
雇用障害者数	150	196	198	215	218
実雇用率	1.23	1.30	1.35	1.33	1.44
達成企業数	10	18	21	20	16

資料：ハローワーク立川

障害者雇用の推移（昭島市）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
職員数	774	758	741	747	738
雇用障害者数	9	10	17	18	16
実雇用率	1.16	1.32	2.29	2.41	2.17

*平成 21 年度より、市長部局・教育委員会と分けることなく昭島市全体で報告するように変更。

資料：各年6月1日現在

＜参考：法定雇用率＞

- ・ 民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者または知的障害者を雇用しなければならないこととされています。

民間企業	一般の民間企業	1.8 %
	特殊法人等	2.1 %
国及び地方公共団体	国、地方公共団体	2.1 %
	都道府県等の教育委員会	2.0 %

第5節 サービスの利用状況

➤第2期計画における各種サービスの計画値と実績値については以下の通りです。

居宅生活支援サービス（1月あたり）

サービス種別	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		第2期		
居宅介護	計画値	1,818 時間	1,844 時間	1,870 時間
		138 人	140 人	142 人
	実績値	1,694 時間	1,729 時間	
		122 人	124 人	
重度訪問介護	計画値	4,182 時間	4,182 時間	4,382 時間
		21 人	21 人	23 人
	実績値	4,155 時間	4,140 時間	
		19 人	16 人	
行動援護	計画値	211 時間	225 時間	239 時間
		15 人	16 人	17 人
	実績値	215 時間	234 時間	
		13 人	15 人	
重度障害者等包括支援	計画値	600 時間	600 時間	600 時間
		1 人	1 人	1 人
	実績値	0 時間	0 時間	
		0 人	0 人	
児童デイサービス	計画値	127 人日	138 人日	149 人日
		20 人	25 人	30 人
	実績値	149 人日	227 人日	
		27 人	41 人	
短期入所	計画値	100 人日	126 人日	153 人日
		20 人	25 人	30 人
	実績値	117 人日	168 人日	
		20 人	25 人	

日中活動支援サービス（1月あたり）

サービス種別	区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
		第 2 期		
療養介護	計画値	2 人	3 人	4 人
	実績値	1 人	1 人	
生活介護	計画値	66 人	88 人	124 人
	実績値	65 人	92 人	
自立訓練（機能訓練）	計画値	0 人	1 人	2 人
	実績値	0 人	0 人	
自立訓練（生活訓練）	計画値	2 人	6 人	10 人
	実績値	0 人	1 人	
就労移行支援	計画値	12 人	24 人	35 人
	実績値	13 人	22 人	
就労継続支援（A 型）	計画値	3 人	7 人	10 人
	実績値	2 人	4 人	
就労継続支援（B 型）	計画値	52 人	88 人	125 人
	実績値	26 人	89 人	

夜間居住支援サービス（1月あたり）

サービス種別	区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
		第 2 期		
共同生活援助（GH）	計画値	20 人	21 人	23 人
	実績値	16 人	14 人	
共同生活介護（CH）	計画値	22 人	23 人	25 人
	実績値	20 人	30 人	
施設入所支援	計画値	25 人	50 人	75 人
	実績値	18 人	37 人	

相談支援サービス（1月あたり）

サービス種別	区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
		第 2 期		
サービス利用計画支給対象者	計画値	5 人	10 人	15 人
	実績値	0 人	1 人	

地域生活支援事業（年度あたり）

		区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	計画値	3箇所	3箇所	3箇所
		実績値	3箇所	3箇所	
	昭島市自立支援協議会	計画値	1箇所	1箇所	1箇所
		実績値	1箇所	1箇所	
移動支援事業	計画値		10,925時間	11,465時間	12,006時間
			950人	997人	1,044人
	実績値		11,920時間	12,704時間	
			963人	954人	
コミュニケーション支援事業	計画値	173人	226人	278人	
	実績値	149人	117人		
日常生活用具 給付	介護訓練支援用具	計画値	8件	11件	12件
		実績値	7件	7件	
	自立生活支援用具	計画値	15件	15件	15件
		実績値	15件	24件	
	在宅療養等支援用具	計画値	3件	3件	3件
		実績値	8件	6件	
	情報・意思疎通支援用具	計画値	28件	34件	40件
		実績値	28件	27件	
	排泄管理支援用具	計画値	1,614件	1,629件	1,644件
		実績値	1,861件	2,169件	
住宅改修費	計画値	2件	2件	3件	
	実績値	2件	2件		
地域活動支援センター*（Ⅰ型）	計画値	1箇所	1箇所	1箇所	
	実績値	1箇所	1箇所		
地域活動支援センター（Ⅱ型）	計画値	0	1箇所	2箇所	
	実績値	0	0		

その他事業（年度あたり）

サービス	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
心身障害者巡回入浴サービス	544回	666回	
身体障害者自動車運転教習費助成事業	0件	0件	
身体障害者用自動車改造費助成事業	2件	0件	

第6節 地域生活と就労に関する目標

1 入所施設の入所者の地域生活への移行目標

	目標 (第2期計画策定時)	実績 (平成22年度末)
平成17年10月1日現在の施設入所者数	75人	
地域生活への移行想定数	8人	7人
新たな施設入所支援利用者	8人	5人
平成23年度末の施設入所者数	75人	73人
施設入所者削減見込	0人	

2 退院可能な精神障害者の地域移行の目標

	目標 (第2期計画策定時)	見込 (平成23年度末)
第1次計画策定時の退院可能精神障害者数	45人	
地域生活への移行想定数	23人	12人

3 福祉的就労から一般就労への移行の目標

	目標 (第2期計画策定時)	実績 (平成22年度末)
平成17年度の一般就労移行者数	15人	
平成18年度(〃)		12人
平成19年度(〃)		25人
平成20年度(〃)		25人
平成21年度(〃)		20人
平成22年度(〃)		42人
平成23年度(〃)	22人	

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

市では、すべての障害のある人が地域社会でいきいきと社会生活を営むことができるよう、ノーマライゼーション理念の実現に努めるとともに、自立と社会参加を基本に福祉サービスの充実に努め、みんなで支えあう共生のまちづくりを進めます。

みんなで支えあう共生のまち・昭島

1 ノーマライゼーション理念の推進

障害のある人も障害のない人も同じように普通の生活ができる社会、ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人が主体的に社会参加し、自助・共助・公助を基本として、みんなで支えあう共生の地域社会を目指します。

2 自立への支援

障害のある人が生活の場を地域に置き、自立した生活ができるように、社会参加や生活の基礎としての就労を支援する地域社会を目指します。



ノーマライゼーションからインクルーシブ*な社会の実現へ

近年、これまでのノーマライゼーションの理念を発展させて、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する意味での「インクルーシブな社会の実現」の考え方が提唱されています。市では、ノーマライゼーションを基本としながら、福祉サービスの基盤整備とともに、インクルーシブな社会の実現に向けた環境づくりを推進していきます。

第2節 基本的視点

基本理念を具体的に展開していくため、次の4つの基本的視点を基に本計画に定める施策・事業を推進し、インクルーシブな社会の実現に向けた基盤整備を図っていきます。

◇基本的視点1 障害のある人の自己選択と自己決定の尊重

障害の種別や程度にかかわらず、障害のある人が自ら生活する場所を選び、必要な障害福祉サービスを受けながら、自立と社会参加を実現するには、障害のある人の自己選択と自己決定を尊重することが必要です。

◇基本的視点2 障害のある人の自立支援

障害のある人の自立した生活を支援するためには、日中活動の場を確保するとともに、地域社会の受容力を最大限に活用しながら、福祉就労の拡充や、一般就労への移行を推進することが求められています。

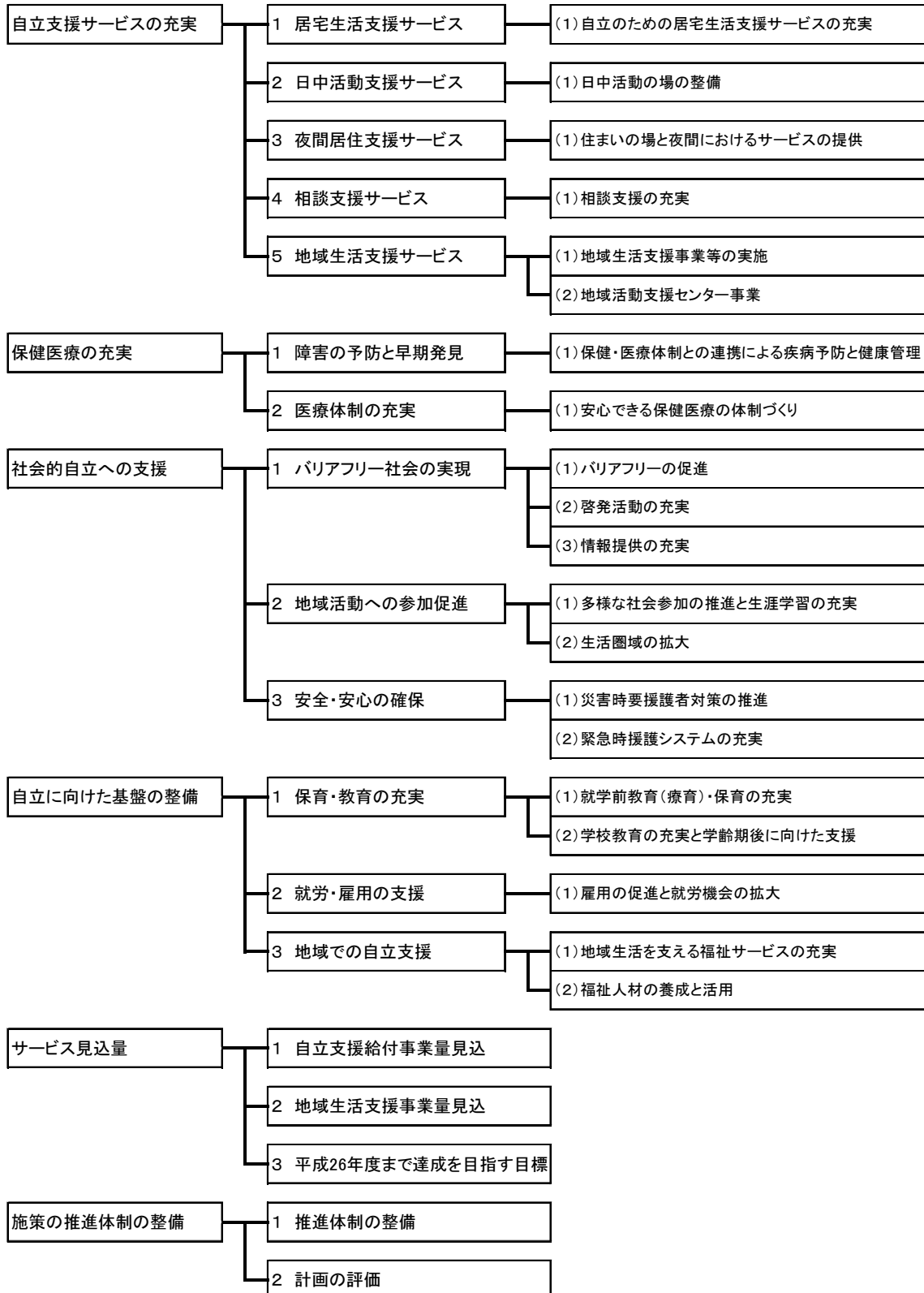
◇基本的視点3 障害のある人の地域生活への移行支援

障害のある人が地域に定着するためには、社会資源の整備とともに、本人が自立した生活を営めるよう、障害福祉サービスなどによる継続した支援を行っていく必要があります。

◇基本的視点4 地域による障害のある人への支援

障害のある人が地域の一員として社会参加を実現するためには、地域住民やその他の地域主体との相互理解や協力が必要であり、行政・地域社会などが連携を図っていくことが重要です。

第3節 施策の体系



第4章 自立支援サービスの充実

第1節 居宅生活支援サービス

【現状と課題】

- 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括介護の各サービスについては、障害程度区分に応じた支給決定を行い、障害のある人のサービス利用を支援していく必要があります。
- 児童デイサービスについては、法改正により、平成24年4月から、児童福祉法に基づく児童発達支援として実施することとなりましたが、法改正の趣旨を踏まえた対応が求められています。
- 短期入所は、平成23年4月現在、市内で1事業所が実施していますが、法外的一般施策として実施している市の事業（緊急一時保護事業、障害者ショートステイ事業）の利用状況を含めて今後の展開を検討していく必要があります。
- 平成23年10月より、障害者自立支援法の新しいサービスとして視覚障害のある人の移動を支援する同行援護サービスが始まりました。

【施策の方向】

- 障害のある人が地域で自立して生活できるよう、居宅生活支援サービスの充実を図るとともに、地域の福祉施設との連携と協力により、障害のある人の地域での生活の場の確保と自立に向けた支援に努めます。
- 法改正に基づく新たなサービスとしての同行援護、児童福祉法に移行しての実施となる障害児支援にかかる事業については、国の動向にあわせて充実していきます。

【事業内容】

1 自立のための居宅生活支援サービスの充実

番号	事業名	内容	関連他課
1	*居宅介護	居宅における入浴、排泄、食事等の介護サービスの提供を行います。	
2	*重度訪問介護	常時介護を必要とする重度障害者を対象に、居宅における入浴、排泄、食事、外出時の移動介護サービスを行います。	
3	*行動援護	行動に著しい困難がある知的障害者、精神障害者に対して、危険回避のための援護や移動介護サービスを提供します。	
4	*同行援護	移動に著しい困難のある視覚に障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や移動に必要な情報提供を行います。	
5	*重度障害者等包括介護	常時介護が必要な人で、その介護の必要度が著しく高い人に、総合的で長時間の介護サービスを行います。	
6	児童発達支援	施設に通所し、日常生活における基本動作の訓練や集団生活の適応訓練などを行います。また、平成24年4月からは、児童福祉法に基づくサービスとして実施します。	
7	*短期入所	介護者が病気などで介護が困難になった場合などに、施設での入浴、排泄、食事等のサービスを提供します。	

注：*印は障害者自立支援法に基づく事業

第2節 日中活動支援サービス

【現状と課題】

- 生活介護は、平成23年4月現在、市内で2事業所が実施していますが、今後、利用者の増加が見込まれることから、定員の拡大が課題となっています。
- 就労移行支援は、平成23年4月現在、市内で3事業所が実施しており、新体系への移行などにより、事業所の増加が見込まれます。
- 就労継続支援A型の事業所は市内にはありませんが、就労継続支援B型は、平成23年4月現在、市内で4事業所が実施しており、新体系への移行などにより、事業所の増加が見込まれます。

【施策の方向】

- 介護や日常生活上の支援・機能訓練・職業訓練・就労の機会の提供など、施設等で昼間の活動を支援する日中活動支援サービスの充実を図ります。

【事業内容】

1 日中活動の場の整備

番号	事業名	内容	関連他課
8	*療養介護	医療と常時の介護が必要な障害のある人に、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。	
9	*生活介護	常に介護を必要とする障害のある人に、通所により、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	
10	*自立訓練	自立した生活を営むことができるように、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。	
11	*就労移行支援	福祉・教育・就労支援機関が連携して、障害に応じた職業訓練、職業能力の開発・向上、情報提供等を通して、一般就労を希望する障害のある人を支援します。	
12	*就労継続支援	<p>一般就労に結びつかない人に、就労の機会を提供し、雇用契約に基づく支援を行います（A型・雇用型）。また、一般就労やA型での就労に適応できない人に、継続的な就労機会を提供し、生産活動にかかる知識および能力を向上し、維持することを支援します（B型・非雇用型）。</p> <p>東京都の「工賃倍増5か年計画」については、作業所等経営ネットワーク支援事業補助金活用などの研究を行っていきます。</p>	

注：*印は障害者自立支援法に基づく事業

第3節 夜間居住支援サービス

【現状と課題】

- グループホーム*・ケアホーム*は、平成23年4月現在、市内で3事業所が事業を実施しています。
- グループホーム・ケアホームと就労継続支援事業所等との連携が行われており、引き続き地域の福祉における連携強化に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

- 居宅での自立した生活が困難な障害のある人が、自立した日常生活を営めるよう、住まいの場の確保と夜間のサービスの提供に努めます。

【事業内容】

1 住まいの場と夜間におけるサービスの提供

番号	事業名	内容	関連他課
13	*共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の活用	数人での生活が営める知的障害者や精神障害者を対象にした、生活の場の確保と自立支援のためのグループホーム・ケアホームの利用を支援します。	
14	*施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、夜間等における入浴、排せつまたは食事の介護等を提供します。	
15	*地域移行・地域定着支援	施設や病院に長期入所等している人が、地域生活に移行できるよう住居の確保や新生活の準備等の地域移行支援を行います。また、施設や病院に長期入所等していた人が、地域生活に移行後、安心して地域生活を継続できるよう連絡、相談等の地域定着支援を行います。	

注：*印は障害者自立支援法に基づく事業

第4節 相談支援サービス

【現状と課題】

- 相談支援事業所のサービス利用計画作成に関するガイドラインを作成しましたが、今後は、法改正後の事業展開の中で、ガイドラインの検証を行っていく必要があります。
- 市内の事業所との連携による指定相談事業の充実を図るとともに、相談業務間における連携強化や職員研修の充実に努めていく必要があります。

【施策の方向】

- 法改正により平成24年4月から障害のある人の相談支援体制が変更となりますが、法改正の趣旨を踏まえて、相談支援の充実に努めます。

【事業内容】

1 相談支援の充実

番号	事業名	内容	関連他課
16	* 指定特定相談支援事業者による利用計画作成の支援	障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用するために、利用計画の作成を支援します。	
17	* 相談支援事業の実施	本人及び家族の支援のため、相談支援事業等を指定特定相談支援事業者等に委託し、情報提供や権利擁護に必要な援助を行う等、自立した日常生活・社会生活を支援します。知的障害のある人・発達障害のある人・高次脳機能障害のある人等への支援の強化を図ります。	
18	相談業務間の連携強化	介護、住宅改造、生活扶助等について、他の相談業務との連携を強化し、サービス向上に努めます。	生活福祉課 介護福祉課 都市計画課
19	職員研修の充実	相談窓口等における職員の相談対応能力向上を図るための職員研修の充実に努めます。	職員課

注：*印は障害者自立支援法に基づく事業

第5節 地域生活支援事業等

【現状と課題】

- 障害のある人の地域での自立した生活を支えるため、補装具給付事業や、日常生活用具給付事業、移動支援事業、巡回入浴事業などについては、引き続き自立支援法の規定に基づき給付を行っていく必要があります。
- 市では、地域活動支援センターを1箇所設置し、障害のある人の創作や生産、交流の場としてのサービスを提供しています。

【施策の方向】

- 引き続き障害者自立支援法の規定に基づき、補装具給付事業や、日常生活用具給付事業、移動支援事業、巡回入浴事業などを実施します。
- 地域活動支援センターを活用し、創作活動や生産活動、交流活動などの機会の提供を図り、社会参加の一環として、障害のある人の日中活動の場の整備に努めます。

【事業内容】

1 地域生活支援事業等の実施

番号	事業名	内容	関連他課
20	*補装具給付事業	日常生活を容易にするために必要な補装具の給付・修理を行います。	
21	*日常生活用具給付事業	重度心身障害者の日常生活における自立を支援するため日常生活用具を給付・貸与します。	
22	*コミュニケーション支援事業	手話通訳者を養成、派遣することで聴覚・言語障害者のコミュニケーションを支援します。要約筆記者派遣についても実施します。	
23	*移動支援事業	障害のある人の外出の援助をするためのガイドヘルパーを派遣します。	
24	*巡回入浴事業	家庭での入浴が困難な重度心身障害者に巡回入浴サービスを実施します。	
25	*更生訓練等給付事業	障害のある人の社会復帰を促進するため、施設等において機能訓練等を実施します。	
26	*心身障害者自動車等ガソリン費助成事業	障害のある人が日常生活のために所有する自動車の運行に伴うガソリン費用のうち税額相当額を助成します。	
27	*自動車運転教習費助成事業	障害のある人が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。	
28	*身体障害者自動車改造費助成事業	重度の障害のある人が就労等のため自動車を購入する場合、その自動車を障害のある人向けに改造する経費の一部を助成します。	
29	*言語機能訓練事業	言語の障害のある人のコミュニケーションの改善を図るため、言語聴覚士による指導・訓練・家族への助言を行っています。	

注：*印は障害者自立支援法に基づく事業

2 地域活動支援センター事業

番号	事業名	内容	関連他課
30	*地域活動支援センター事業	創作活動や生産活動、交流活動など、様々な活動の機会を提供します。	

注：*印は障害者自立支援法に基づく事業

第5章 保健医療の充実

第1節 障害の予防と早期発見

【現状と課題】

- 市では、医師会や保健所等の関係機関と連携を図りながら、乳幼児健康診査、乳幼児発達健康診査、特定健康診査等の各種健康診査や、保健指導、相談等に努めています。
- 各種健康診査の意義・必要性等について啓発し、時期を逃すことなく、定期的に受診するよう取り組んでいく必要があります。
- 障害のある乳幼児が療育機関等につながった後も、地区担当保健師による保護者へのサポートの継続を図っていく必要があります。
- 発達障害等については、法改正の趣旨を踏まえた新たな支援体制の構築が課題となっています。
- 精神障害のある人の早期治療と社会復帰については、関係機関の専門医、相談支援事業所、保健師による相談等を実施しており、相談支援事業所と保健所との連携を図っていく必要があります。

【施策の方向】

- 関係機関との連携により、各種健康診査体制の充実を図るとともに、健康診査の重要性を啓発することにより、障害の予防と早期発見に努めます。

【事業内容】

1 保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理

番号	事業名	内容	関連他課
31	各種健康診査の実施	妊産婦及び乳幼児の疾病や異常の早期発見、生活習慣病の早期発見と適切な指導を行うための健康診査、がん検診等を実施します。	健康課 保険年金
32	保健相談・指導の実施	障害の早期発見と対応までの保健相談・指導による支援に努めます。 また、児童相談所等と協力して虐待防止に努めます。	健康課 子ども育成課
33	障害児の親へのカウンセリング体制の充実	障害のある子どもを持つ保護者からの相談やカウンセリング体制の充実を図ります。 療育機関等へつながった後も、保健師による相談支援等のサポートを継続して行います。	健康課
34	精神障害者一般相談事業の実施	精神障害者の早期治療と社会復帰のため、保健所と連携しながら、専門医や保健師等による相談・指導を実施します。	

第2節 医療体制の充実

【現状と課題】

- 東京都が実施主体となっている自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）及び心身障害者医療費助成制度（マル障）*の申請受付の事務は市の窓口で行っており、こうした事務処理を円滑に実施していくことが求められています。
- 医療機関に対しては、障害のある人が受診しやすいよう、施設のバリアフリー化など随時適切な対応を依頼していますが、受入れ可能な医療機関をさらに拡大していく必要があります。
- 昭島市歯科医師会が取り組んでいる歯科医療連携推進事業により、障害のある人を対象とした訪問歯科診療等のサービスを実施していますが、引き続き障害のある人の要望に応えられるよう取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

- 障害のある人が、より身近なところで必要な医療サービスが受けられるよう関係機関に働きかけます。
- 障害のある人への医療費助成制度の充実を関係機関に要請し、心身障害のある人の福祉の増進を図ります。

【事業内容】

1 安心できる保健医療の体制づくり

番号	事業名	内容	関連他課
35	* 自立支援医療の実施	更生医療、育成医療、精神障害者通院医療費公費負担制度を心身障害者医療費助成制度（マル障）とあわせて一つの制度として実施します。	
36	医療機関との連携	医療や看護、相談の支援を必要とする障害のある人に対し、医療機関や訪問看護ステーションが連携を図り、サービスの提供や調整・相談を行います。 また、関係機関と連携して、虐待の早期発見に努めます。	健康課
37	障害者歯科医療連携事業の実施	障害のある人が容易に歯科治療を受けられるように、訪問治療等、歯科医との連携を図ります。	健康課

注：*印は障害者自立支援法に基づく事業

第6章 社会的自立への支援

第1節 バリアフリー社会の実現

【現状と課題】

- 障害のある人は、日常生活を営むうえで様々な障壁（バリア）に囲まれています。障害のある人の行動範囲を広げ、社会参加を促進するためには、こうしたバリアを取り除いていくことが求められています。
- 市では、道路や施設などの公共施設については、誰もが安全かつ快適に利用できるものとなるよう、ユニバーサルデザイン*に配慮した設備の整備・改修を順次進めています。また、商業施設や民間の建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、利用者の視点に立った施設の整備を誘導しています。
- 市では、フェスティバルや各種講座等を通じて、障害のある人との交流活動の促進や、障害のある人に対する理解のための啓発活動に努めていますが、引き続きこうした活動の充実を図っていくことが重要です。
- 情報化の進展が著しい社会においては、障害のある人が情報から取り残されることがないように、点字広報や、声の広報、メディアコンバート*等の充実を図り、障害の特性に配慮した多様な行政情報の提供を推進していく必要があります。
- 障害により判断能力が不十分な人が自立した地域生活を営まれるよう、社会福祉協議会では、地域福祉・後見支援センターを設置し、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用支援推進事業を実施しています。

【施策の方向】

- 引き続きユニバーサルデザインの視点に基づき、安全でやさしいまちづくりを推進するとともに、障害のある人の特性に配慮した行政情報の提供に努めます。
- 様々な機会を通じ、社会でその能力を十分に発揮できるよう、インクルーシブな社会の実現に向けた啓発に努めます。
- 障害のある人が地域での自立した生活を営めるよう、引き続き昭島市社会福祉協議会が運営する「地域福祉・後見支援センターあきしま」の充実に努めます。

1 バリアフリーの促進

【事業内容】

番号	事業名	内容	関連他課
38	バリアフリー総合基本計画の策定・推進	バリアフリー社会の実現を図るために、「バリアフリー総合基本計画」を策定します。	生活福祉課 都市計画課 地域開発課 建設課 建築課
39	地域福祉権利擁護事業	障害のある人や高齢者の権利を擁護するため、都や社会福祉協議会等、関連機関と連携し、福祉サービスや日常生活上の手続き支援、日常的な金銭の管理、重要書類の預かり等の支援を行い、地域での自立した生活を幅広くサポートします。	生活福祉課 介護福祉課
40	重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成事業	重度の障害のある人の日常生活の利便性を図るため、居住する住宅設備の改善費用を助成します。	
41	成年後見制度の利用促進	判断能力が十分でない障害のある人や高齢者を保護するため、成年後見利用支援制度の利用促進を図ります。	生活福祉課 介護福祉課

2 啓発活動の充実

番号	事業名	内容	関連他課
42	インターネット等による啓発活動	インターネット等の広報手段や、イベント等の機会を通じ、障害者福祉に関する啓発活動に努めます。	秘書広報課 情報推進課 生活福祉課
43	用語の検討	制度・施策等に関する表現について検討を行います。	秘書広報課 情報推進課 生活福祉課
44	各種フェスティバルを通じた障害福祉の啓発	健康フェスティバルなど各種フェスティバルを通じて、障害のある人に対する理解と認識を深めるための啓発活動を行います。	生活福祉課 介護福祉課 健康課
45	ふれあい交流事業	障害のある人とない人との相互理解を深めるための様々な交流の場を提供し、事業の充実を図ります。	市民会館・公民館
46	人権擁護意識の普及啓発	障害のある人を含むすべての個人の尊厳が守られる社会を目指し、人権意識の普及・啓発に努めます。	秘書広報課

3 情報提供の充実

番号	事業名	内容	関連他課
47	点字・声の広報の発行	視覚障害者に行政情報の円滑な提供を図るため、点字広報及び声の広報の発行を促進します。また、障害のある人に対する多様な広報を検討します。	秘書広報課 議会事務局
48	点字図書・録音図書の充実	視覚に障害のある人が気軽に読書ができるように、点字図書、並びに録音図書の充実を図ります。録音図書のデジタル CD 化に着手しています。また、対面朗読や大活字本の貸出、障害者用資料の蔵書数の拡大を図ります。	市民図書館
49	メディアコンバート*体制の推進	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障害の特性に応じて情報の形式を置き換えられる体制の整備に努めます。	秘書広報課 情報推進課 生活福祉課
50	広報・インターネットの活用	広報・インターネットを通じ、障害のある人へ福祉サービス情報等を提供します。提供する情報は、わかりやすい表現を心がけます。	秘書広報課 情報推進課 生活福祉課
51	福祉総合システムの活用	保健福祉の情報を一元管理している福祉総合システムを活用し、様々な情報提供を行います。	情報推進課 生活福祉課 介護福祉課 子育て支援課 保険年金課 健康課
52	福祉ガイドブックの作成・充実	知的障害のある人向けの福祉ガイドブックの早期作成を図るとともに、身体障害・精神障害のある人向けの福祉ガイドブックについても掲載内容の充実を図ります。	生活福祉課 介護福祉課 子育て支援課 保険年金課 健康課
53	市職員に対する手話研修の実施	研修の実施に努めます。	職員課

第2節 社会参加の推進

【現状と課題】

- 障害のある人が生きがいを持って暮らすためには、障害のない人と同じようにいつでもどこでも学ぶことができ、芸術や文化に触れ、レクリエーション活動やスポーツにも参加できるような環境整備が必要です。
- 市では、障害のある青年の交流講座や、障害のある人のレクリエーション大会への参加支援等を実施していますが、より多くの分野において、障害のある人の参加が可能な環境づくりと工夫が求められています。
- 障害のある人の社会参加の機会の拡大を図るため、障害者相談支援事業や民生委員による相談活動の中で支援を継続していく必要があります。
- 障害のある人への投票参加を支援するため、期日前投票制度や、点字・代理投票制度、指定施設における不在者投票制度、郵便投票制度等を実施していますが、これらを引き続き実施するとともに、各投票所でのバリアフリー化対策として、スロープ設置や段差解消対策を推進するほか、引き続き声の広報についても作成していく必要があります。
- 障害のある人の移動手段と社会参加等の促進を図るため、心身障害者用自動車（くじら号）の運行や福祉有償運送事業、心身障害者福祉タクシー利用助成事業等を実施していますが、引き続き公平で、効果的・効率的な運営に努めていくことが求められています。

【施策の方向】

- 障害のある人も、障害のない人も、誰もが地域活動に気軽に参加し、芸術・文化に触れ、レクリエーションやスポーツを楽しめる環境整備に努めます。
- 障害のある人のレクリエーション大会やスポーツ大会への参加を支援し、障害のある人と障害のない人が一緒になって活動し、楽しめる機会の提供に努めます。
- 障害のある人の社会参加を支援するため、個々のニーズに応じた移動手段の支援の充実を図ります。

【事業内容】

1 多様な社会参加の推進と生涯学習の充実

番号	事業名	内容	関連他課
54	社会参加の力をつけるための支援	障害のある人が地域の一員として生活していけるよう、日常相談やサービス利用の相談等について個別に支援します。	生活福祉課 市民会館 公民館
55	文化活動支援	障害のある人もない人も、誰もが参加できる趣味講座や成果発表・展示などを行い、障害のある人の文化活動への参加を促進します。	市民会館 公民館
56	投票支援	障害のある人の投票への参加を支援するため、期日前投票制度や点字・代理投票制度を実施します。 また、各投票所でのバリアフリー化対策として、スロープの設置や段差解消のほか、声の広報の作成を行います。	選挙管理委員会事務局
57	レクリエーション等への参加支援	障害のある人のレクリエーション活動への参加支援について、関係課の連携ができるような実施体制の構築に努めます。	生活福祉課 市民会館 公民館

2 生活圏域の拡大

番号	事業名	内容	関連他課
58	心身障害者用自動車 運行事業（くじら号運 行事業）	車いすのまま乗車できる心身障害者用 自動車（くじら号）の運行事業を行います。	
59	福祉有償運送事業の 実施	より使いやすく、少ない負担ですむ（有 料）運送サービス事業の支援に努めます。	生活福祉課
60	*移動支援事業 (再掲)	障害のある人の外出の援助をするための ガイドヘルパーを派遣します。	
61	心身障害者福祉タク シー利用助成事業	電車やバス等の交通機関の利用が困難な 重度の障害のある人がタクシーを利用する 場合に、その費用の一部を助成します。	
62	心身障害者自動車等 ガソリン費助成事業 (再掲)	障害のある人が日常生活のために所有す る自動車の運行に伴うガソリン費用のう ち、税額相当額を助成します。	
63	自動車運転教習費助 成事業（再掲）	障害のある人が自動車運転免許を取得す る際に要する費用の一部を助成します。	
64	身体障害者自動車改 造費助成事業 (再掲)	重度の障害のある人が就労等のため車を 購入する場合、その車を障害のある人向け に改造する経費の一部を助成します。	
65	身体障害者有料道路 割引証発行事業	身体障害者手帳を所持している障害のある 人に対して有料道路の割引証を発行しま す。	
66	都営交通無料乗車券 発行事業	都内に居住する障害のある人及び戦傷病 者に都営交通の無料乗車券を発行します。	
67	心身障害者民営バス 割引証の交付	障害のある人に対して民営バスの普通乗 車券または定期乗車券の割引証を交付しま す。	

注：*印は障害者自立支援法に基づく事業

第3節 安全・安心の確保

【現状と課題】

- 災害に強く、犯罪や交通事故の少ない、誰もが安心して暮らせる安全なまちづくりが求められています。特に地震などの大災害が起きた場合、障害のある人は高齢者と同様に迅速な避難が困難であり、適切な支援体制が不可欠です。
- 市では、地域防災計画に基づく災害時要援護者支援対策の一つとして、災害時要援護者登録制度を実施しており、要援護者の避難所として4箇所の公共施設を福祉避難所として指定しています。今後は、要援護者登録の拡大を図るとともに、民生委員、自治会、ボランティア組織、NPOなどと連携した障害のある人への支援体制を整備していく必要があります。
- 災害時における障害のある人への情報提供の手段として、防災行政無線や、昭島市携帯メール情報サービス、ホームページでの情報提供を行っていますが、今後は昭島市携帯メール情報サービスへの加入促進を図っていく必要があります。
- 障害のある人の緊急事態を把握できるよう、緊急通報システム等の設置事業を実施していますが、こうした事業の利用について周知していく必要があります。

【施策の方向】

- 地域や団体などと協力・連携し、災害時の障害のある人の避難や救助・救護に関する支援体制の整備を図り、障害のある人が安心して暮らせる、安全なまちづくりを進めます。
- 重度障害のある人の緊急通報システムや、災害時要援護者登録制度の活用を図るとともに、災害時要援護者登録制度への加入や昭島市携帯メール情報サービスへの登録を推進します。

【事業内容】

1 災害時要援護者対策の推進

番号	事業名	内容	関連他課
68	災害ボランティア (NPOとの連携)	自治会、ボランティア組織、NPOなどと連携し、防災マニュアルを作成するなど災害時における障害のある人の避難、救助・支援体制の整備を図ります。	防災課 生活コミュニティ課 生活福祉課
69	災害時要援護者登録 制度	災害時に障害のある人の安否を確認し、支援・救助が円滑に行えるように要援護者の登録を推進します。聴覚障害者へのFAXによる情報提供等の実施に努めます。	防災課 生活福祉課

2 緊急時援護システムの充実

番号	事業名	内容	関連他課
70	重度障害者緊急通報 制度の活用	一人暮らしの重度の障害のある人の病気や事故等の緊急時に、消防署に通報する機器を設置する緊急通報システムの充実を図るとともに、広報・周知に努めます。	防災課
71	携帯メールサービスの 活用	災害時に障害のある人に対して、携帯メールでの情報提供や連絡を行うメール配信サービスを実施します。	防災課
72	音声以外のガイダンス	聴覚・言語に障害のある人を対象に、災害情報等を携帯電話に送信する昭島市携帯メール情報サービスの加入を進めるとともに、避難所ではプラカード等も活用します。	防災課
73	学校や体育館など避難 場所の確保	学校や体育館のバリアフリー化を図るとともに、障害のある人が災害時に避難場所へ速やかに移動できるように支援体制の充実を図ります。	防災課 庶務課(学校教育 部)
74	市職員等の災害対応 態勢	災害時の情報提供や連絡、避難場所への誘導など、的確かつ迅速に行えるよう、要援護者の把握に努め、市役所等での災害対応態勢を構築します。	防災課

第7章 自立に向けた基盤の整備

第1節 保育・教育の充実

【現状と課題】

- 障害のある子どもの将来の自立を見据えて、早い段階からの療育の視点を踏まえた保育・教育の支援が必要です。
- 市では、乳幼児健康診査やこども相談等から、障害のある子どもが通所訓練や療育指導につながるよう支援を行っています。
- 保育園においては、障害児の受入れの拡大を図ってきましたが、さらに積極的に受け入れてくれる保育園の拡大が求められています。
- 学齢期にかけては、より適切な就学に向け、早い段階から就学相談窓口につながるよう保護者に働きかけていく必要があります。
- 通常の学級での学習が困難な児童、生徒のために、小学校は、若草学級（共成小学校）・杉の子学級（つつしが丘南小学校）・ふたば学級（田中小学校）が、中学校は、1組（昭和中学校）・多摩辺学級（多摩辺中学校）があり、一人ひとりの個性や能力が十分発揮できるような指導を行っています。また、聴覚や言語の障害により支援が必要な児童のために、通級指導学級のきこえとことばの教室（富士見丘小学校）が、情緒の障害により支援が必要な児童、生徒のために、通級指導学級の大空学級（東小学校）・たんぼぼ学級（拝島第三小学校）・ずいうん学級（瑞雲中学校）があり、個別または小集団での指導を行っています。

【施策の方向】

- 障害のある子どもの個性や能力を着実に伸ばしていくため、早い段階からの保育・教育の支援に努め、障害の種類や程度、発達段階に応じたきめ細かい対応を図ります。

【事業内容】

1 就学前教育（療育）・保育の充実

番号	事業名	内容	関連他課
75	発達障害児の早期発見と支援	発達障害の疑いのある子どもを早期に見出し、適切な支援につなげることができるよう、医療機関等と連携し、発達検診の機会を充実します。	健康課 子ども育成課 学務課
76	統合保育の推進	障害のある子どもとない子どもが、ともに育ちあうことができるよう統合保育の推進を図ります。 また、障害のある子どもを受け入れる保育園の拡充を図ります。	子育て支援課
77	学齢期に向けての移行情報支援	障害のある子どもの保護者に対して、障害の程度や能力、意向などを踏まえて適切な教育の場を選ぶことができるよう情報の提供を図るとともに、関係機関との連携を図ります。 また、保育園・幼稚園と小学校との情報連携を図り、移行情報支援に努めます。	健康課 子育て支援課 学務課

2 学校教育の充実と学齢期後に向けた支援

番号	事業名	内容	関連他課
78	就学相談・指導の充実	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適正な就学を支援します。将来の就労等も見据え、一人ひとりの個性や能力が伸ばせるように障害の程度や種類に応じた就学相談・指導の充実に努めます。	学務課
79	通級指導学級の充実	発達障害を含む障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸長するため、特別支援教育を推進し、学習障害（LD）児などを対象とする通級指導学級の充実に努めます。	学務課

番号	事業名	内容	関連他課
80	特別支援教育の実施	従来の特殊教育における対象であった障害だけでなく、LD、ADHD、自閉症スペクトラムを含めた児童・生徒の自立や社会参加に向けて、特別支援教育支援員の配置を充実し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。	指導室（学校教育部） 学務課
81	交流教育の充実	障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒や地域の人たちがふれあい、ともに活動する機会を設けるため交流教育の充実を図ります	指導室（学校教育部） 学務課
82	特別支援学級保護者会介護人派遣助成事業	特別支援学級の保護者会を行うとき、派遣する介護人の費用を助成します。	
83	副籍制度の導入推進	特別支援学校に通う障害のある子どもが地域の市立小・中学校に副次的な籍を持つ副籍制度の導入を推進し、地域とのつながりを維持継続するとともに、制度を利用した活発な交流を図ります。	学務課
84	職場実習等の就労移行支援	キャリア教育の一環として、職場体験学習を実施するとともに、体験学習を通じて、周辺市も含めて就労の機会を得られるように支援を行います。	指導室（学校教育部）
85	放課後児童健全育成	特別支援学校などへ通っている障害児が放課後、安心して活動できるような受け入れ体制の確保に努めるとともに、休日や三季休業中の対応についても検討します。	子ども育成課

第2節 就労・雇用の支援

【現状と課題】

- 障害者自立支援法では、就労移行支援事業や就労継続支援事業が創設され、一般就労への移行促進や就労機会の提供を行っています。
- 市では、障害のある人が一般就労にチャレンジし、安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を行う障害者就労支援事業を実施していますが、引き続き企業や労働行政機関と連携し、さらなる障害のある人の就労に結びつけていくことが求められています。
- 就労後のアフターフォローは、障害者就労支援事業所や障害者相談支援事業所、精神障害者一般相談により実施しており、さらなる充実に向けていく必要があります。
- 保健福祉センターでは、障害のある人の経済的支援のため、市内の障害者就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等の製品を展示・販売するコーナーを設けていますが、さらなる展示・販売の機会と場の確保が求められています。

【施策の方向】

- 障害のある人が社会的に自立していくため、就労情報の提供に努めるとともに、個々の能力や適性に合った技能習得機会が適切に提供される環境の整備を進めます。
- 関係機関と連携・協力しながら、民間企業などに対して、障害のある人の雇用促進や、働きやすい労働環境の整備について要請していきます。
- 障害者就労支援事業や就労移行支援事業、就労継続支援事業などの活用により、一般就労への移行促進と就労機会の提供を図るとともに、障害のある人の製品の販路拡大に取り組みます。

【事業内容】

1 雇用の促進と就労機会の拡大

番号	事業名	内容	関連他課
86	障害者の雇用促進	市役所において障害のある人の雇用を推進するとともに、公共機関等における障害のある人の雇用を促進します。 また、昭島市障害者就労支援センターや就労支援事業所、特別支援学校、東京労働局、ハローワークなどの労働行政機関等との連携を図りながら、就労支援ネットワークを構築し、障害のある人の雇用促進を要請していきます。	職員課 生活コミュニティ課 産業活性化室
87	職場の開拓	商工会と連携し、障害のある人のための新しい就労の場の創出を図ります。	産業活性化室
88	障害者の実習の受け入れ	障害のある人の雇用を促進するとともに、市役所への実習生の受け入れを進めます。	職員課
89	ジョブコーチ*付就労支援の推進	障害のある人の就労を支援するため、ジョブコーチ（援助者）付就労促進事業を推進します。 また、就労のみでなく、生活のコーディネーターもあわせて実施し就労支援を行います。	
90	就労後のアフターフォロー	市や関連機関が連携して、就労した障害のある人が安心して働き続けられるようにアフターフォローを行います。	
91	展示・販売コーナーの設置	障害のある人が製作した製品を常時展示・販売するコーナーを設置します。	生活福祉課
92	授産製品の販路拡大	障害のある人の経済的自立を支援するため、事業者の授産製品の販路拡大に努めます。	

第3節 地域での自立支援

【現状と課題】

- 障害のある人の福祉の向上を図るため、特別障害者手当給付事業、心身障害者福祉手当給付事業を実施するとともに、グループホーム・ケアホームを利用する障害のある人の家賃助成や重度脳性麻痺者介護人派遣事業、紙おむつ支給事業などを行っています。
- 障害のある人を地域で支えあうため、NPOやボランティア団体の育成を図り、社会福祉協議会等との協働により地域福祉を推進することが求められています。
- 小・中学校の総合的な学習の時間や社会福祉協議会などでのボランティア教育・講座等については引き続き実施し、福祉教育とボランティアの育成を推進していく必要があります。
- 地域の福祉施設・事業所間の情報交換や連携を強化するとともに、施設機能を活用して、地域での自立生活の支援の質の向上に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

- 障害のある人の経済的自立を促進するため、機会をとらえて障害基礎年金などの充実を関係機関に要請します。
- 障害のある人を地域で支えあうため、関係機関と協力し、ボランティア活動の支援の拡大を図るとともに、地域の人材や団体の育成に努めます。
- 地域の福祉施設・事業所と協力・連携しながら、障害のある人の支援の拡大を図ります。

【事業内容】

1 地域生活を支える福祉サービスの充実

番号	事業名	内容	関連他課
93	特別障害者手当給付事業	在宅の重度障害者で日常生活において常時介護が必要とする人に手当を支給します。	
94	心身障害者福祉手当給付事業	心身に障害のある人に対し、障害の程度に応じ手当を支給することにより、経済的、精神的負担の軽減を図ります。	
95	遠距離入所施設訪問 家族交通費助成事業	遠距離の入所施設を訪問する家族の交通費の一部を助成します。	
96	重度脳性麻痺者介護 人派遣事業	重度の脳性麻痺者の生活圏を拡大するため、介護人を派遣する費用を助成します。	
97	紙おむつ支給事業	紙おむつが必要な障害のある人に対して、紙おむつの支給を行います。	
98	共同生活援助・共同生活 介護への支援	グループホーム・ケアホームを利用する障害のある人に対して、家賃の助成を行います。	

2 福祉人材の養成と活用

番号	事業名	内容	関連他課
99	福祉・ボランティア教育の推進	小・中学校における、障害者福祉施設での福祉体験などを促進し、福祉への理解を深めることを目的とした福祉教育・ボランティア教育を推進します。	生活福祉課 指導室（学校教育部）
100	福祉・ボランティア教育方針の明確化	福祉・ボランティア教育を推進するため、教育課程に位置付けます。また、地域と連携して福祉・ボランティア教育を推進します。	生活福祉課 指導室（学校教育部）
101	福祉・ボランティア養成講座の実施	社会福祉協議会において昭島市ボランティア指針に基づいて養成講座を実施していきます。	生活福祉課
102	自立生活支援事業	地域における障害のある人の自立を支援するため、障害当事者による相談（ピアサポート*）などを民間団体と協働で実施します。	
103	ボランティアの活用	公的サービスだけでなく、地域に根ざした柔軟性のあるボランティア・サービスの活用を図ります。 また、個々の団体等との組織的な連携を図るための取り組みを推進します。	生活福祉課

第8章 サービス見込量

1 自立支援給付事業量見込

居宅生活支援サービス（1月あたり）

サービス種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	1,739 時間	1,753 時間	1,767 時間
	125 人	126 人	127 人
重度訪問介護	4,158 時間	4,389 時間	4,620 時間
	18 人	19 人	20 人
行動援護	257 時間	273 時間	289 時間
	16 人	17 人	18 人
同行援護	510 時間	525 時間	540 時間
	34 人	35 人	36 人
重度障害者等包括支援	600 時間	600 時間	600 時間
	1 人	1 人	1 人
児童発達支援	243 人日	260 人日	276 人日
	44 人	47 人	50 人
短期入所	177 人日	196 人日	215 人日
	28 人	31 人	34 人

日中活動支援サービス（1月あたり）

サービス種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	16 人	17 人	18 人
生活介護	120 人	123 人	126 人
自立訓練（機能訓練）	1 人	1 人	2 人
自立訓練（生活訓練）	6 人	8 人	10 人
就労移行支援	25 人	35 人	45 人
就労継続支援（A型）	6 人	8 人	10 人
就労継続支援（B型）	150 人	160 人	171 人

夜間居住支援サービス（1月あたり）

サービス種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助（GH）	16 人	17 人	18 人
共同生活介護（CH）	31 人	32 人	34 人
施設入所支援	70 人	69 人	67 人

相談支援サービス（1月あたり）

サービス種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	17 人	33 人	50 人
地域移行支援	24 人	24 人	25 人
地域定着支援	5 人	5 人	6 人

2 地域生活支援事業量見込

地域生活支援事業（年度あたり）

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援 事業	障害者相談支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	昭島市自立支援協議会	1 箇所	1 箇所	1 箇所
移動支援事業		12,331 時間	12,460 時間	12,588 時間
		960 人	970 人	980 人
コミュニケーション支援事業		140 人	150 人	160 人
日常生活 用具	介護訓練支援事業	8 件	9 件	10 件
	自立生活支援用具	25 件	30 件	35 件
	在宅療養等支援用具	8 件	9 件	10 件
	情報・意思疎通支援用具	28 件	29 件	30 件
	排泄管理支援用具	2,200 件	2,300 件	2,400 件
	住宅改修費	2 件	2 件	2 件
地域活動支援センター（Ⅰ型）		1 箇所	1 箇所	1 箇所
地域活動支援センター（Ⅱ型）		2 箇所	2 箇所	2 箇所

その他事業（年度あたり）

サービス種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
心身障害者巡回入浴サービス	680 回	690 回	700 回
身体障害者自動車運転教習費助成事業	1 件	1 件	1 件
身体障害者用自動車改造費助成事業	1 件	1 件	1 件

3 平成 26 年度までに達成を目指す目標

第3期障害福祉計画では、第1期、第2期から引き続き、障害のある人の地域生活移行や就労支援に関する目標を、平成 26 年度を最終目標年度として設定することとされています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

《国の考え方》

- ▶平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定にあたっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ▶平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

区分		数値	考え方
平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数	(A)	75 人	平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数
平成 26 年度末の施設入所者数	(B)	67 人	平成 26 年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込 (A-B)		8 人	1 割以上削減を基本とする
		10.7%	
【目標値】*地域生活移行者数		23 人	(A) の 3 割以上が地域生活へ移行することを基本とする

*施設入所から、グループホーム・ケアホーム等へ移行した者の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

《国の考え方》

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。
- 目標の設定にあたっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

区 分	数 値	考 え 方
平成 17 年度の一般就労移行者数	15 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 26 年度の一般就労移行者数*	15 人	平成 17 年以降実績の4倍以上を基本とする

*平成 26 年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(3) 就労移行支援事業の利用者数

《国の考え方》

- 平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

区 分	数 値	考 え 方
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	364 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】平成 26 年度の就労移行支援事業の利用者数	45 人 12.4%	福祉施設利用者の2割以上を基本とする

(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

《国の考え方》

- 平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

区分		数値	考え方
平成 26 年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者	(A)	10 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者		171 人	平成 26 年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者	(B)	181 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数
【目標値】平成 26 年度の就労継続支援（A型）事業の利用者割合	(A/B)	5.5%	就労継続支援（A型）事業の利用者割合が2割以上を基本とする

第9章 施策の推進体制の整備

【現状と課題】

- 障害者自立支援法と障害福祉サービスの施策体系・事業体系を着実に推進していけるよう、当事者やその家族、事業者など障害のある人を取り巻く主体の現状と今後の意向を考慮しながら、実施可能な障害福祉計画を策定することが求められています。
- 市では、昭島市障害者（児）福祉ネットワークとの懇談会や、相談事業所連絡会、特別支援学校との懇談会などに参加し、情報や意見交換、学習会の開催などを行っています。また、社会福祉協議会や医療機関、福祉施設等とは、個別の相談支援などにおいて連携しています。
- 法改正により、サービス利用支援について大きく改正されましたが、利用者の意向に即した適切な支給決定を行うため、適正かつ円滑な障害程度区分認定審査会の運営が求められています。
- サービスなどに対する苦情や相談については、総合オンブズマン制度や市長への手紙、ホームページの相談機能などで随時受け付けており、今後も速やかな対応を図っていく必要があります。
- 昭島市地域支援会議や障害者施策庁内評価会議等において、昭島市障害福祉計画の現状把握や進捗状況を検証していますが、今後も施策の点検・評価・見直しを推進していく必要があります。

【施策の方向】

- サービス提供事業所やNPO、ボランティア団体等との協力体制の確立、ネットワークの構築を図るとともに、関係機関や市民、障害のある人たちの団体などとの連携による取組みを推進します。
- サービスなどに対する苦情・相談や、権利擁護事業・成年後見制度に関する相談を充実させるとともに、虐待防止に向けた支援体制の整備を推進します。
- 地域にある福祉施設間での連携を強化できるようにして、障害のある人の地

域での自立を支援します。

○昭島市障害福祉計画に基づき施策の推進状況について、多角的な視点からの点検・評価を行います。

【事業内容】

1 推進体制の整備

番号	事業名	内容	関連他課
104	昭島市障害福祉計画の策定	障害のある人の自立支援を推進するため、自立支援サービスと障害福祉サービスの施策の展開や、必要とされるサービスの種類と量を盛り込んだ「昭島市障害福祉計画」を策定します。	
105	昭島市障害者自立支援推進協議会の設置	障害のある人の自立支援を円滑に推進するため、医師・学識経験者・関係機関（教育関係等を含む）・事業者・市民委員計12名で構成される「昭島市障害者自立支援推進協議会」を設置し、地域支援会議とも協力しながら、障害福祉計画や、地域の福祉施策における様々な問題についての協議を行います。	
106	障害程度区分認定審査会の適正で円滑な運営	障害の程度に応じたきめの細かいサービス提供のため「障害程度区分認定審査会」の適正で円滑な運営に努めます。	
107	地域福祉ネットワーク等との相互連携	社会福祉協議会、医療機関、福祉施設、サービス提供事業所、ボランティア、自治会などの地域福祉ネットワークとの双方向的な連携を強化します。	
108	苦情への対応	市の障害福祉サービスに関する問題に速やかに対応するため、民間福祉事業者との協定の締結を推進し、総合オンブズパーソン制度の活用を図ります。	秘書広報課

2 計画の評価

番号	事業名	内容	関連他課
109	昭島市障害者自立支援推進協議会でのフィードバック	本計画がプランづくりで終わらないよう、計画策定後も継続的な情報収集に努めながら「昭島市障害者自立支援推進協議会」に施策の推進状況等をフィードバックし、次期計画の見直しに備えます。	
110	計画についての全庁的な評価会議の実施	「障害者施策庁内評価会議」を設置し、計画に基づく施策の推進状況の点検・評価を行います。	

資料編

1 昭島市障害者自立支援条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、障害者（法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を適正に行い、もって障害者の自立及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(障害程度区分認定審査会)

第2条 法第15条に規定する審査会は、昭島市障害程度区分認定審査会（以下「審査会」という。）とする。

2 法第16条第1項に規定する審査会の委員の定数は、5人以内とする。

3 審査会の会議は、非公開とする。

(自立支援給付)

第3条 市は、法第6条に規定する次に掲げる給付を行う。

- (1) 介護給付費の支給
- (2) 特例介護給付費の支給
- (3) 訓練等給付費の支給
- (4) 特例訓練等給付費の支給
- (5) 特定障害者特別給付費の支給
- (6) 特例特定障害者特別給付費の支給
- (7) 地域相談支援給付費の支給
- (8) 特例地域相談支援給付費の支給
- (9) 計画相談支援給付費の支給
- (10) 特例計画相談支援給付費の支給
- (11) 自立支援医療費の支給
- (12) 療養介護医療費の支給
- (13) 基準該当療養介護医療費の支給
- (14) 補装具費の支給
- (15) 高額障害福祉サービス等給付費の支給

(介護給付費及び特例介護給付費の支給)

第4条 介護給付費及び特例介護給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービ

スに関して法第29条及び第30条の規定により支給する給付とする。

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 同行援護
- (4) 行動援護
- (5) 療養介護（医療に係るものを除く。）
- (6) 生活介護
- (7) 短期入所
- (8) 重度障害者等包括支援
- (9) 共同生活介護
- (10) 施設入所支援
（訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給）

第5条 訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して法第29条及び第30条の規定により支給する給付とする。

- (1) 自立訓練
- (2) 就労移行支援
- (3) 就労継続支援
- (4) 共同生活援助
（特定障害者特別給付費の支給）

第6条 特定障害者特別給付費の支給は、法第34条の規定により支給する給付とする。

（特例特定障害者特別給付費の支給）

第7条 特例特定障害者特別給付費の支給は、法第35条の規定により支給する給付とする。

（地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給）

第8条 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給は、法第51条の14及び第51条の15の規定により支給する給付とする。

（計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給）

第8条の2 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給は、法第51条の17及び第51条の18の規定により支給する給付とする。

（自立支援医療費の支給）

第9条 自立支援医療費の支給は、法第58条の規定により支給する給付とする。

（療養介護医療費の支給）

第10条 療養介護医療費の支給は、法第70条の規定により支給する給付とする。

（基準該当療養介護医療費の支給）

第11条 基準該当療養介護医療費の支給は、法第71条の規定により支給する給付とする。

(補装具費の支給)

第12条 補装具費の支給は、法第76条の規定により支給する給付とする。

(高額障害福祉サービス等給付費の支給)

第13条 高額障害福祉サービス等給付費の支給は、法第76条の2の規定により支給する給付とする。

(地域生活支援事業)

第14条 市は、地域生活支援事業として、法第77条第1項各号に掲げる事業を行う。

2 市は、前項の事業のほか、法第77条第3項に規定する事業を行うことができる。

3 地域生活支援事業を利用した障害者又はその保護者は、当該事業に要した費用の額の100分の10に相当する額を限度として、利用料を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により市が行う事業の種類並びに前項の利用料については、規則で定める。

(障害者自立支援推進協議会)

第15条 障害者の自立支援の円滑な推進を図るため、昭島市障害者自立支援推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、法第88条第1項に規定する障害福祉計画の策定に関する事項について、調査審議し、答申する。

3 協議会は、法第77条第1項第1号の規定に基づき行う相談支援事業の中立・公平性を確保するため、当該事業の運営について評価し、市長に意見を述べることができる。

4 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

(1) 公募による市民 3人以内

(2) 学識経験のある者 2人以内

(3) 障害者の自立支援に関する事業に従事する者 2人以内

(4) 医師 3人以内

(5) 関係行政機関の職員 2人以内

5 市長は、協議会の委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

6 協議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例

(平成10年昭島市条例第2号)第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、協議会の議決により非公開とすることができる。

8 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

2 昭島市障害者自立支援推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、昭島市障害者自立支援条例(平成18年昭島市条例第8号)第15条第8項の規定に基づき、昭島市障害者自立支援推進協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成19年規則26号〕

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、協議会の議長となる。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第4条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

3 昭島市障害者自立支援推進協議会委員名簿

氏 名	選出区分	
島 田 博 祐	学識経験者	副会長
太 田 剛	学識経験者	
長 瀬 輝 誼	医師	会長
竹 口 甲 二	医師	
長 谷 川 徹	医師	
大 浦 俊 哉	関係機関	
中 村 美奈子	関係機関	
瀬戸本 むつみ	事業者	
浅 川 勤	事業者	
山 田 登代子	公募市民	
小 田 部 恵	公募市民	
吉 澤 孝 行	公募市民	

(敬称略)

4 昭島市地域支援会議要綱

(設置)

第1条 障害者の自立支援の円滑な推進を図るため、昭島市障害者自立支援条例（平成18年昭島市条例第8号）第15条第1項の規定に基づく昭島市障害者自立支援推進協議会（以下「協議会」という。）の求めに応じ、昭島市障害福祉計画の策定に関する事項について調査・検討を行い、報告するため、市内の障害者団体等で構成される昭島市地域支援会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、協議会からの求めに応じ、次に掲げる事項を調査、検討し、その結果を協議会に報告する。

- (1) 自立支援給付事業に関すること。
- (2) 地域生活支援事業に関すること。
- (3) その他前条に規定する目的を達成するため必要と認められること。

(組織)

第3条 会議は、昭島市福祉事務所長が選任する次の委員7人をもって組織する。

- (1) 昭島市の障害者団体から推薦された者 6人
- (2) 協議会委員 1人

(任期等)

第4条 前条に定める委員の任期は、選任の日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から実施する。
- 2 平成20年度に選任された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

5 昭島市地域支援会議名簿

氏 名	所 属	
深 井 葉 子	障害者団体	
上 田 桂 子	事業者	
中 谷 江 里	事業者	副委員長
祝 和 子	事業者	
東 條 由美子	事業者	
渡 辺 おりえ	事業者	委員長
昭島市障害者自立支援推進協議会委員		

(敬称略)

6 昭島市障害福祉計画策定過程

年 月 日	実施事項
平成23年7月28日	第1回障害者自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定の趣旨 ・ 障害者自立支援法の改正、障害者総合福祉法の施行に向けた国の動向 ・ 第2期計画におけるサービス実績 等
平成23年10月5日	第2回障害者自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の基本的な考え方及び計画の全体構成 ・ 分野別施策に関する市の現状と課題
平成23年11月21日	第3回障害者自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期に向けた各施策・事業内容の検討 ・ 自立支援サービスの第3期計画における数値目標の設定
平成23年12月20日～ 平成24年1月19日	パブリックコメントの実施
平成24年2月8日	第4回障害者自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 計画全体についての確認・決定

7 用語説明

用語	説明
愛の手帳	知的障害と判定された人に東京都が発行する療育手帳。
インクルーシブな社会	障害があるために排除されたり、保護の対象として扱われたりするだけでなく、健常者と同じ権利を持った主体として、社会の一員に含まれるような「共生社会」を目指そうというもの。
グループホーム（共同生活援助）	病気や障害などで生活に困難を抱えた人が、専門スタッフによる家事等の支援を受けながら、少人数、一般の住宅で生活する施設。
ケアホーム（共同生活介護）	病気や障害などで生活に困難を抱えた人が、専門スタッフによる食事や入浴、排せつ等の介護を受けながら、少人数、一般の住宅で生活する施設。
障害者手帳	障害のある人に対して公的に障害を認定されたとき発行される手帳で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の総称。
ジョブコーチ	障害のある人が一般の職場で働くことを実現するため、障害のある人と企業の双方を支援する就労支援の専門職。
心身障害者医療費助成制度（マル障）	心身に障害のある人に対して、医療費の一部を助成する東京都の制度。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定された手帳で、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づいて、障害程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳。

地域活動支援センター	障害のある人の日中活動や生産活動の場を提供するとともに、日常的な相談への対応、地域交流活動など、幅広い支援を行う場所。
通院医療費公費負担制度	精神疾患の治療のために医療機関に通院している人を対象に、その医療費を公費で負担する制度。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級。
特別支援学校	障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。
ノーマライゼーション	高齢者や障害者等ハンディキャップがあっても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという基本理念。
ピアサポート	障害のある当事者が仲間（ピア）である当事者に寄り添いささえる活動。
メディアコンバート	障害のある人が情報にアクセスするための手段として、音声や触覚などの代替情報に変換して伝達すること。
ユニバーサルデザイン	老若男女といった差異、障害や能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

第3期昭島市障害福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

発行年月 平成24年3月

発行 昭島市

編集 昭島市保健福祉部障害福祉課

〒196-8511 東京都昭島市田中町1-17-1

Te1 042-544-5111 (代表)

Fax 042-546-8855
